

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-16)、MOX燃料加工施設(1-16)、濃縮施設(4-13)濃縮施設(遠心機)(13))」

2. 日時：令和3年3月5日(金) 14時05分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職、藤原安全審査専門職、二平係員

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他36名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ 担当

関西電力(株) 原子力事業本部

原子燃料部門 原燃計画グループマネージャー 他1名

中国電力(株)

電源事業本部 原子燃料サイクルグループマネージャー 他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

日本原子力発電(株)

原子燃料サイクル部 発電管理施設 炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」

「設工認申請書(公開版)等に係る非公開(マスキング)箇所について」

「設工認申請に係る対応状況(案)」

「基本ロジックについて」
「主配管の名称の考え方及び仕様表と設備リストの関係について」
「設備選定の網羅性について（１回目）」
「仕様表記載項目の整理」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和２年１２月２４日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和２年１２月２４日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和２年１２月２４日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html
- ・ 令和３年２月１０日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和３年２月１９日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和３年２月２６日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の田尻です。それでは今から日本原燃の設工認に係るヒアリングを開始したいと思います。本日のヒアリングは録音して公開するため、発言の際は所属と名前を明らかにした上で発言してください。また不開示情報発言した場合は、当該箇所を特定して訂正してください。
0:00:20	本日、本日のヒアリングの規制庁側の出席者ですが、
0:00:27	同コサク調査官。
0:00:30	フジワラカワモトに平岸野ツガネナカガワ、イノマタタジリ
0:00:40	大東。
0:01:09	8 形状たりですねちょっと今マイクタームを取り入れてたので、規制庁田尻です。
0:01:14	冷凍原燃から説明する債務出席者ヤマダ乗っていただいた上でまた資料に関してなんですが様々な日に提出された資料を今回のヒアリングで使われるかと思しますので、資料の提出日、また資料の名前に関してしっかり発言した上で説明いただければと思います。それでは開始してください。
0:01:33	日本原燃のナガツでございます。これから資料件名設工認申請書崩壊盤等に関わる非公開マスキング箇所について御説明いたします。こちらの資料については3月4日に提出資料でございます。
0:01:48	出席者再処理はタカシマナガツ渡辺MOXはヒヤマ濃縮はナカノヤギハシエ核物質管理はアオノ以上でございます。それでは早速、資料になります。すいません。3月4日と言われたんですが、右上のす。
0:02:05	提出日3月5日の資料ということで認識しておりますので説明をお願いします。
0:02:11	日本原燃のナガツです。失礼いたしました。承知いたしました。
0:02:17	はい、3月5日付資料ということで御説明いたします。
0:02:21	資料につきまして、
0:02:24	前回2月19日にコメントヒアリングを行いましてその際のコメントを踏まえて資料を修正してございます。1ページ目、1から2ページ目にかけて、1項の核不拡散上の懸念国内の商業機密の具体例を修正しております。
0:02:40	また、マスキング対象となる申請書等を括弧書きでそれぞれの項目項目内に記載してございます。
0:02:47	あと3ページ目のところですが、ガイドラインを2月25日に制定しまして、今後、各事業部、隙が統一を図ることとしました。これについて、2項(1)に示すマスキング方法にその内容を記載しまして、具体例を添付1に示してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:06	AP33 ページから 4 ページにかけて、海外の商業機密に関わる情報の末尾の方法について、こちらは課題としてですね、現在の技術についてもとの海外企業にマスキングを確認中でございます。3 月 15 日 15 日までの回答を依頼するところでございます。
0:03:24	あとP3 ページのところ、過去の行政文書の抜粋を添付に示してございます。以上になります。
0:03:35	規制庁コサクです。前回ヒアリングで具体化具体化というか、明確にしてくださいといった点について一通り対応されているということを確認しております。一方であとすいません 34 ページで書かれている海外企業との調整の状況、
0:03:55	いうことで回答を踏まえて適切に見直してまたご連絡いただければと。
0:04:02	いうふうに思っておりますんで、
0:04:06	後ろにつけておられるのが具体的にどうするかということで
0:04:12	青線で聞いたのがこれまでで、それを赤線のように限定化すると。
0:04:19	いうことでの対応なので、大体考えに則ってやられるということは理解をしました。
0:04:30	通しの 7 ページのところは、図面の
0:04:36	どの部分を
0:04:39	削るのをやめたということなのかというのを少し補若干数字が赤線の外になっちゃったりするのは大丈夫なのかなとかっていうところもあるので、
0:04:50	そっか、そのあたり、どの範囲なのかっていうのを、考え方を少し補足説明していただきたいと。
0:04:59	あと、
0:05:02	11 ページは、
0:05:06	現在のものから変更ないと言っているんですけど、枠のとり方は適切には思えないので、その点の説明をしていただきたいと思っています。
0:05:19	ついでに申し上げますと、12 ページ以降はマスキングの例示ではなくて、
0:05:26	保安院が出した文書を添付されてるってということなんですけど、
0:05:31	行政庁の情報については基本的に不開示にはならないので、マスキングを不要かと思っています。
0:05:41	最後の以外のところでの
0:05:44	説明をお願いします。
0:05:52	はい。日本原燃ナガツでございます。7 ページのところでございますがこちらは MOX の拡幅各社に関わる情報の部分についてのマスキング具体でございます。ももとの青字、青字は青枠がですね、現在提出しているっていうことですが今かに書いた部分につきましては例えばの下を見ていただくと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:11	丸栄というふうな囲みで
0:06:16	場所をですね、
0:06:18	右側に丸栄というの呼び込んでおましてそこを具体的に見えるようにした といったところとか、右のちょっと上に赤の四角い小さな囲みでまでBというふ うな建家全体のか一部抜き取っている部分がございますけどもその
0:06:35	もともとは青枠だったんですけども、マルBというのを存在を明らかにしたとい うようなところで若干ではありますそのマスキング背後ですね狭めている。 なお、建屋の寸法自体につきましてはMOXの部分については発生元もとので すね、これは
0:06:52	公開ということで対応してございます。7 ページ目は以上になります。
0:06:57	続きまして、11 ページ目でございます。11 ページ目に、
0:07:01	についてはですね、これは再処理の国内企業の商業機密ということになります が、こちらの内容につきましては先ほど本部のですね、2 ページ 3 ページにご ざいます。2 ポツマスキング方法なの、表の中のグラフのところございま すが、
0:07:18	ここのですね、ただし書きに
0:07:21	はいります正しい国内企業商業機密としてそういう範囲が縦横メモリの達成他 線図添図と広くなど場合は指定する範囲をマスキングすると、ここに該当する んでということで④-2を示してございます。
0:07:36	以上になります。
0:07:59	規制庁コサクです。説明ありがとうございました。
0:08:03	7 ページですけども、
0:08:05	ちょっと核不拡散上の観点ということなので発言も気をつけたいとは思って すけども、その点からもうマルAとか丸Bの位置っていうのは、
0:08:18	明示しても大丈夫っていうことですね。
0:08:25	日本原燃のヒヤマでございます丸栄、カルビーについては、
0:08:30	公開してもらっても降下して、本来おっしゃいません。
0:08:34	規制庁コサクです。わかりました。それで
0:08:37	確認をしたかったのは、
0:08:39	真ん中ですね。
0:08:42	真ん中というか全体の図等マルAの図の間に、
0:08:47	数字が、
0:08:48	入ってるんですけど。
0:08:51	これは開示しても大丈夫の数字ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:57	はい。日本原燃の木山でございます。これについてもですね、問題ございません。はい。
0:09:05	規制庁コサクです。そうすると、類似の数字がほかにもあるような気がするんですけど。
0:09:11	それは開示できないんですか。
0:09:17	日本原燃のヒヤマでございます。①の寸法がですね、資料にかなりたくさん入っております。したがって、これを一つ一つマスキングしてるっていうやり方もあろうと思うんですけども、こういう形ですね。
0:09:34	全体を隠す。
0:09:36	マスクのつけ方、これをさせていただこうと考えております。
0:09:45	規制庁コサクです。マスキングは資格じゃなきゃいけないというルールはありませんので、可能な限り種整理をして、
0:09:56	対応いただければと思います。一方でちょっとこの内容が必要があるものなのかどうかというところは、ここの内容によると思うので、そういうのを考えながら今後対応していただければと思います。
0:10:12	よろしいでしょうか。
0:10:15	いよぎんのイシハラでございます。数字の目的にも含めた上で、確かおっしゃっておっしゃる通り四角でマスキングしないといけないということはないので、そういったことも形もうまく考えた上で、必要最低限の場所マスキングするように検討したいと思います。
0:10:32	規制庁コサクです。よろしく申し上げます。それで 11 ページなんですけど、但書T-1についての例示だということで理解をしましたけど、一応
0:10:47	そちらのですね、ガイドラインっていうのを作られたということであればそのガイドラインの中で 4-2 はこのただし書きの例示であってその前の部分の例示ではないと。
0:10:58	いうことは明確にしておいていただければと思います。これを見てですね、上の例示だと思ってまた同じように全部マスキングするなんていう人が出てくると、こちらも困りますので、その点の周知徹底をよろしく申し上げます。
0:11:15	日本原燃のナガツです。ガイドラインの中でも明確にあるようにして対応いたします。ありがとうございます。
0:11:23	規制庁コサクです。念のためですけど 11 ページの例示は横軸、縦軸の
0:11:31	項目自体もうノウハウにかかっているということで、横軸の数字もノウハウになっているという理解でよろしいですか。
0:11:42	日本原燃のナガツです。その通りでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	規制庁コサクです。わかりました。それでは先ほど運転ガイドラインに反映して展開をいただきたいと思えますので、最後の確認なんですけれどもその上で、今後どういうふうに資料提示がされるかということなんですけど、
0:12:02	ガイドラインは2月25日に定められたということですよ、
0:12:08	それ以降の資料提示は全部ルールにのっとっ基づいて提出されているということによろしいですか。
0:12:29	日本原燃ナガツでございます。今確認しまして2月25日以降、この対応に基づいて各事業へスキームの対応してございます。
0:12:42	規制庁コサクです。あのですね、それ以降でもマスキングがちょっとおかしいんじゃないかと思う資料が幾つか見受けられてるんですけど、それについては海外企業の照合機密の部分だということなんじゃないでしょうか。
0:12:57	そのあたりどういう認識をしてみればいいのかということは今後どうなのこれまでの提出したものを開示情報整理をするという作業とその辺りどう進めるつもりなのかお聞かせください。
0:13:10	日本原燃のナガツです。今ご指摘ありました点けについては現物がちょっと今手元がないんですけども海外企業の商業機密が出ないように、であると思われれます。この件につきましても、今先ほど
0:13:27	本文のほうで述べさせていただきましたが、海外企業との合意得られ次第、こちらについてもですね、しっかりと合意結果内容を反映したですね、公会ば資料ですね、手続きしていきたいと考えております。
0:13:44	規制庁コサクです。海外企業のものが整理されたらその部分を反映していただくということはやっていただければと思うんですけど、それ以外の部分っていうのはどうなりますか、2月26日以降は、
0:13:59	国内のものはちゃんとやっているということであれば、ものはいいのかもしれないんですけど、2月25日までに提出されたものをマスキングの修正という作業はどう進めますか。
0:14:21	日本原燃のナガツです。確認したいと思えます。今のお話があった件、我々と設工認申請書ということで考えておったんですが、今の2月25以降という意味では面談資料そのものも該当するという御理解でよろしかったでしょうか。
0:14:40	規制庁コサクですと、当然です。
0:14:45	日本原燃のナガツです。承知しました。こちらマスキング箇所直した設工認申請書もありますが、その面談資料ですね、こちらのほうも修正をしてですね、お出ししたいと思います。
0:15:02	規制庁コサクです。まだ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	考えがおよんでなかったみたいなので、別途スケジュールを教えてください。こちらでもホームページ掲載の作業が発生しますので、よろしくお願いします。念のため申し上げますと、本建設工認だけではなくて保安規定とか他の手続き、
0:15:23	なり全般的に提出資料についてのことでお話してますので、展開し漏れがないようによろしくお願いします。以上です。
0:15:33	日本原燃のナガツ承知しましたスケジュールについてはまた改めて御説明いたします。
0:15:40	ご相談しますすいません。
0:15:46	規制庁の田尻ですと、このマスキング箇所にかかる費用に関しては、その他の方で何かコメント等ありますでしょうか。
0:15:57	一つ目です。当ページなんですけれども、
0:16:06	の日
0:16:10	弾性設計用地震動のところなんですけれども、これ
0:16:15	加速度とか時間のところがマスキングになってるんですけど、今までこう入れたものを見たことなかったんですが、これ商業機密に当たるとはどういう考え方なんでしょうか。
0:16:25	日本原燃のナガツです。ここを説明しておりませんで申し訳ございません、右上にマスキング 04 の 1 グラムと書いてあった下に下線で書いてありますが、公開情報を用いて作成したグラフのマスキングサンプルです。要は
0:16:40	これはですね、再処理の本来すべて公開している資料のところに赤枠をつけてサンプルを作ったもの。なぜかという、このようなグラフで、今、海外企業のものを除いてマスキングをしていること箇所がないため、
0:16:55	サンプルとしてお出ししたものです。
0:17:00	規制庁津金です。はい、わかりました実際はもう数字は出てるんですけど、これはあくまでサンプルとして作ったんで、この
0:17:09	振動とか設置P波の情報がマスコミではないと、そういう理解で確認しました。以上です。
0:17:22	規制庁の田尻です。それではこれマスキング使用に関しては最後のほうにこちらからコメントした点についてしっかり対応いただければと思います。それでは次の資料の説明をお願いします。
0:17:34	それでは次のページを説明した日本原燃の藤野でございます。
0:17:40	日本原燃の久保でございます。次の資料の関係者出席者について先に強化したいと思います。ええと再処理事業部、マツオカ、タカハシフジノ
0:17:52	それからヤマヂ、タムラシミズ
0:17:56	タナカサトウ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	それから検査関係になりますけれども、フジヤタカハシ、クドウ、スギモトaモリシタ、あと耐震関係になります。トガシキクチ
0:18:09	あとエビナ、オオハシハラダ、メトキタナカ、以上が再処理事業部でございます。でも薬事業部の方、タカマツタニグチ、イシハライトウ、アボaヤマダ、ナカエaハナジリ
0:18:24	以上科目する事業部、最後に濃縮事業部 8 のヤギハシナカノ以上のメンバーで対応させていただきます。では資料の説明に入ります。
0:18:36	さらに本年のフジノでございます。それでは資料の説明をさせていただきます。結構に申請に係る対応状況ということで資料提出日本日ですね提出させていただきます。本日はこの資料についてですが、まず骨子のみご確認いただきたいということで
0:18:52	送付しております。先日の私のヒアリングしてますけども、それを流れて聴ツールの治療それから濃縮の部分の資料の記載をこうしていきたいというのをお示した資料になってございます。
0:19:06	そう、資料の構成といたしましては 5 ページ目。
0:19:11	いいですか。
0:19:14	5 ページ目のように、今回、主な説明項目としてページを挙げてですね、この 5 ページ目の資料であれば①から⑥それぞれ一件一葉の形で、資料の御説明をしていくというような形で審査会合を説明したいと考えております。内容については本日のメンバーヒアリングであったり、
0:19:32	これから調整する事項等もございましてその辺りを拡充する形で、資料の体裁を整えていきたいというふうに考えております。
0:19:40	そう。
0:19:41	16 ページ目までが共通ルールになってまして 18 ページ目、19 ページ目にいるページ上で、建家の概要、それから 22 ページ目からはですね、外部火災外部衝撃、溢水薬品ですね、この辺りをまとめたものになってございまして、こちら耐震と同様の一件一葉の形で、
0:19:58	最後の中でお示していきたいというふうに考えております。
0:20:03	それから、30 ページ目から建物になってございまして、こちらがですね昨日一昨日のヒアリングの資料を今各 13 のコメント等の拡充をしているところでございますが、ちょうど今修正できているものを検討したのになってございます。
0:20:18	それから 39 ページ目からがですね耐震機器ということで、こちら先日のヒアリングの対応状況を踏まえて拡充しております。それから大変申し訳ないんですけれども、44 ページ目から

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:33	47 ページ目までですねちょっと同じものをにどう計算してしまいましたので、こちらは削除したものを再度ちょっと送付資料送付させていただくということで対応させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。
0:20:47	それから 48 ページ目ですね、こちらも国庫からのウラン濃縮加工施設になってございまして、こちらは前回の審査会合資料をリバイスする形で審査会合までに説明する内容であったり、方針が決まったものについてお示しするという形で資料を取りまとめたいと考えております。
0:21:07	説明については以上になります。
0:21:12	規制庁の田尻です。
0:21:14	ちょっと幾つか多分それぞれから多分コメント入ると思うんですけど、ちょっとグループ 1 関連で少し確認したいんですが、グループ機器関連の資料 21 ページ以降で今回骨子の説明をされるというようなお話だったかと思うんですけど耐震ところに関してはまたヒアリング当たり今共通部分も別途ヒアリングあったりするから理解をしているんですけど。
0:21:33	グループ 1 関連に関しては、今後、これは何かヒアリングとかで内容が変わるとかそういう意味なのか、この骨子っていうのと今書かれてる内容の関係だけ確認していいですか。
0:21:47	はい。日本原燃のエビナです。
0:21:51	今後ですね 1 に関しましては今後何ですかねいただいたコメントについて反映したものを提出させていただくんですが、この中ではですね 25 ページの
0:22:07	4 名数の話があってこれは当初我々論点と考えていたんですがその中で 3S に見直すことにしましたんでそちらについては記載させていただいております。それ以外のところについては現状の考え方を説明させていただくというところになってございます。
0:22:27	以上です。規制庁コサクです。すみませんちょっと細かい話になってしまったので、もう少し多くの話をした上でここをどういうふうな話をすべきかっていうことをまとめていきたいんですけど、まずですね 2 ページ目 3 ページ目なんですけど。
0:22:47	この提携で毎回同じようなこと言われても、何言ってんだって、今日何するつもりなんだというところで聞く耳が持てなくなってしまうので、端的にですね
0:23:00	1 月 2 月それぞれ審査会合があって、そのときにこういう説明をしましたと。
0:23:07	そこでも指摘を受けているのでこういう説明をしますという、今日の
0:23:13	共通すみません、15 日の会合の基本ロジックっていう 1 枚ものにして下さい。
0:23:20	よろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	日本原燃の藤野です。了解いたしました。
0:23:24	規制庁コサクです。それでその上でですね基本ロジック書いたところで影響の
0:23:31	説明項目ということで見いだしができると思いますので、それに応じてということなんですけど、見だしとしてはですねグループ 123 とかですね、ヒアリングの仕方みたいなこと言うのはもうやめてですね内容ごとに分けるということにしてください。
0:23:47	その上でいうと、共通項目ということの中で、
0:23:54	設工認対象設備の選定抽出ということと、
0:24:02	この順番で言えば、ある設置工認の分割の考え方ということで、検査の考え方ということという概ね三つ大きな枠があって、それについては、1月の審査会合でもポイントとして挙げられた項目なので、
0:24:20	それはそれで1月に行ったことを今回、これまで行動してきてて、こう整理しますという説明をされると。
0:24:29	ということだと思うんですけど、ちょこちょこですね。
0:24:32	1月には言っていなかったものが入り込んでいて、こいつは何なんだというのがわからないっていうのがありますんでそれが一覧で作られている5ページで言えば、
0:24:46	4番ですとか三番の後半部分の補足説明の発生してとかということなんですけど、その辺りはどうするおつもりでいいですか。
0:25:02	規制庁、川ですもうちょっとちゃんと言うと、
0:25:06	ヒアリングでどういう資料出さなきゃいけないかみたいなことはあまり審査会合でああだこうだ言う議論するような論点でもないので、項目出しをしていうほどではないと思っていてですね、添付書類をちゃんとつくりますということ。
0:25:22	こういうのであればそれに付随してぶら下がる補足説明もちゃんとつくりますという一言添えればいいぐらいの話だと思うんですけど、その点で先ほど審査会合1月2月あった上でというところでの
0:25:37	項目の整理をした中でどう構成するかというのを再整理をしていただきたいと思ってます。
0:25:44	今いきなり言われてあれですけど、イメージは湧きましたでしょうか。
0:25:53	日本原電の和山です。三番4番ですねその作製するときに現状今どういうことやってるかっていうところに意識が集中して作成してしまったところがありましたので、これまでの審査会合で何を約束して、それに対する展開がどうなってるかというところをきちんとわかるように修正させていただきます。
0:26:11	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。そうすると一番2番とかもうまた書き方が変わったりまとめ関わってくると思います。5番6番もこれまで、大きく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	分けてなんて説明してませんので、検査についての考え方ということで、端的にまとめて言われればというふうに思ってます。
0:26:34	それで言うのですね今共通のお話できましたけど先ほど少し話題が触れたのが
0:26:41	21 ページ以降のところ載ってるグループ 1 の方、それ以外のものということですけど、これも会合で言われた順番ではなく、
0:26:52	しかも、会合で言われてないものが入り、介護で言ってたものが抜けということになっているので、まずはその部分を整理をして会合でいったものについては抜けがないようにしてくださいで追加しているものについては、何で追加をしたのかと。
0:27:08	ということ、その論点というのをはっきりさせてください。一方でいえることとかかっていうのはあると思うので、この後、ここに話をした中で整理をすればいいと思ってるんですけど、大枠の考え方としては御理解いただけましたでしょうか。
0:27:25	はい。
0:27:27	そうですね前回の会合との関係というのをちゃんと明確にした上で、別途整理するというので理解いたしました。
0:27:36	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。そうするとですね、一番最後の濃縮なんですけど、濃縮は論点として挙げていなくて、前回の審査会合でも論点は基本ないので、補足説明をちゃんとまとめて提示をしてくださいということで、
0:27:54	会合は話をしてあるんですけど。
0:27:59	ということで、我々としては、
0:28:02	次回の会合での案件にはならないと思ってたんですがどう考えでしょうか。
0:28:09	何もフチノです。
0:28:11	御指摘の通りで、論点はないというのは認識しておりますので特に御説明することはございませんので、削除したいと思います。
0:28:24	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。その部分もわかるように最初のページで今回何をするのかということを明確にしていただければと思います。特に濃縮のほうが関係してるのは、全体の整理をして基本設計方針どう書くんだということなんですけど。
0:28:43	それは濃縮のほうで必要事項ではなくてですね、再処理のほうで整理をされたら横並びで追従するというだけなので、濃縮で議論することじゃないもんですから、対象外と。
0:28:58	審査会合での議論として参加する必要はないということで理解をいただければいいかと思っています。
0:29:06	日本原燃の渚野です。了解いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	はい。規制庁コサクです。それで、
0:29:15	順々に、このあと話をしていただければと思うんですけど、共通の設備選定について、
0:29:24	まず整理をし、
0:29:26	たほうがいいかなあと思うんですけど、これは公共のヒアリングで内容も聞くのでそれを踏まえて、状況説明をするということだと思うんですけど、まだヒアリング途上
0:29:44	において、どこまで説明して何を
0:29:48	審査会合で話をしたいということなのか。
0:29:52	お聞かせください。
0:29:57	はい、日本原電の松岡です。
0:30:00	選定に関しまして、まず第1回ご指摘受けたことをおさらいした上で、今日を説明させていただきます仕様表の考え方それから前回、説明させていただきました配管の多く区分けそれから名称こういったところを、
0:30:17	今考え方を3月いっぱい今我々としてこうまとめていますと選定の網羅性を我々説明っていう構成の中でですね網羅性を説明するための大事になっていますのが全体を網羅した上でのそのプロセスですねこういう形で我々
0:30:35	網羅性を確保しておりますと、それを代表設備を用いて説明している途上でありそれが今4月いっぱいを目指しておりますが、そういうこういったスケジュールで説明することで、跨ぎ大勢の網羅性を設備か説明すると。
0:30:53	ここ、こういったことをまとめて地区にしようと思っております。
0:31:00	規制庁コサクです。まだ途上なので今説明されても困るんですけどっていうところが多分にあってですね、2月にも説明されているので、2月から変更したこととかってありますか、それを今回説明すべき事項っていうところありますか。
0:31:18	はい。先ほどの配管の作り、はいいの主配管のくくりでありますと、あと商標の考え方は我々の今の部分分類抽出分類の肝だと思っておりますので、
0:31:33	そこのちよっとか考え方を補強して説明できればと思っております。
0:31:42	規制庁コサクですけれども、今回の資料でそういう補強がされてるようには見えないので、
0:31:50	説明したことがあるならそれはそれで込みませんけど、ここで肝心なのは本来12月にやり切っているはずのものができていなくて或いは考えが足りていなくて、2月に考えを深めていくと。
0:32:06	いうことの議論がされてその上で作業を進めているところと、
0:32:11	ということなので、まだ途上であるということと、いつまでに何をやるんだという方針を述べるということが最大

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	最大というか、
0:32:23	基本やらなきゃいけないことだと思ってますので、後ろの方にもいろいろと論点がありますから、ここで時間を食うことなく、端的に説明をしていただければというふうに思ってます。よろしくお願いします。
0:32:37	日本原燃の松岡です。わかりました全体のバランスを考えて今コサク当たって程度で端的にいい季節にいたします。
0:32:47	コサクです。よろしくお願いします。
0:32:49	設備選定で追加で何か言いたい方がいれば、どうぞ。
0:33:08	コサクです。依頼しないようなので、次を分割の考え方にするのか、検査の話にするのかがちょっと
0:33:17	第1回の資料を踏まえて考えてもらいたいところではあるんですけど、一応今日の資料の順番でお話をすると分割についてはちょっとまだ
0:33:29	2回で5分冊みたいな話ってどうなのとかっていう議論はこれからあるんだと思いますので、まあそういったところの話とかがわかるように、或いは、それぞれの技術基準等の対応関係がわかるようにと。
0:33:45	というのが、前のヒアリングでのコメントなので、その辺りの説明をしてもらわないと審査開口として意味がないと思うんですけど、その辺りの認識の
0:33:57	認識はどうなっているのかということ
0:34:01	御説明いただけますか。
0:34:05	日本原燃のヤマチです。今の御指摘の点、まず技術基準との関係性については当然認識はしてございます。ただまた説明資料としてですねお出しできてないというところもございますけれども、
0:34:18	今それで今のこの資料がですね、単純にその整理します整理しますというところだけを書いていて、具体的にどういうふうな形の整理をするかという記載が足りなかったというところが今改めて見ると、そういう問題があるなというところを感じておりますので、
0:34:34	具体的に技術検査の関係を踏まえてどのように整理していったらいいのかという結果何が得られるかというところがわかるような記載にですね、見直しをさせていただきたいと考えております。それから、前半でお話いただいた第2回以降分割というところ
0:34:50	こちらに関しましては、今のこの設置審査会合資料の中ではですね、我々としては、これまでもお話しさせていただいたところですが、5分割でやりたいと、正しいその後分割の内訳の妥当性というところに関しましては、
0:35:08	まだこの生徒指導もそうですし、そもそもきちんとまた御説明ができていないというところがございまして、今のこの資料ではまだ考え方にどまってしまう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ているという状況になっております。今後もですね引き続きスクラム整理をしなきゃいけないというところは十分認識しております。
0:35:26	規制庁コサクです。
0:35:29	議論審査会合でやりますので、いたように言ってくださいということなんですけど、議論ができるような資料説明をしてくださいということと、
0:35:39	そもそも先ほどの話と一緒にですけど、
0:35:45	今後の会合で何を目的にしますかということで、この分割の内容についてある程度方向性を固めたいと思ってるの会合なのか、こういう作業中ですそれを踏まえて、
0:36:00	議論させてくださいという進捗
0:36:03	御紹介なのかどちらでしょうか。
0:36:10	日本原電のヤマヂです。今コサクさんがおっしゃった前者のほうで今我々としてこういう考え方でまとめているというところは、ある程度ですね、
0:36:21	規制庁さんと合意が得られた得られるようにしたいというふうに考えております。
0:36:26	規制庁コサクです。ある程度という意味がよくわかりませんが、議論をしたいというなら、耳をそろえて情報提示をして議論できるようにしてください。耳をそろえてというのも補足説明資料一式出せということではなくて、
0:36:42	少なくとも審査会合で議論できるだけの情報出してということなんですけど、その上で日耐震のヒアリングでも言いましたけど、補足説明資料で具体的なエビデンスなり、データっていうのは、
0:36:58	こういう形で提示しますという約束をするということもあるとは思いますが、その点例説明をし切るということは考えてください。よろしくお願いします。
0:37:14	日本原燃のヤマヂです。承知いたしました。
0:37:19	超高速ですそれでは分割の関係で或いは、ここに付随してくつついちゃっている補足説明とか、
0:37:30	基本設計方針なり何なりほかの論点の関係について、追加で聞きたい方がいれば、どうぞ。
0:37:41	規制庁ナカガワですけど。
0:37:46	ここの分割申請計画だけじゃないんですけども、冒頭で少しコメントおっしゃる通りですも前回の会合でいろいろこう指摘をしていますので、そういうものがちゃんと対応が
0:37:59	書かれてるのかどうかというところがわかるような説明をしていただきたいと思います。ちょっと今の資料を見るとですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	あまりにもいろいろなことは書き過ぎて一系なんかやっつることだけが書かれているんですが、ちょっとそれが何に基づいてかっていうのがその前回の審査会合との継続性という観点でですね、稼働をうまく整理して説明するようにしていただきたい。
0:38:26	います。
0:38:27	それから、あとはその進捗状況の説明という観点で焼酎 13 ページに責任を
0:38:35	今後の
0:38:37	対応及びスケジュールというのがテーマちょっと細かい話なんですけどその
0:38:42	下の 3 行ぐらいには教え孔ナカエ追加しているんですけど、国庫心は何か書いてあるこの日にち際の何かなんでこういう文化としてのかっていうのもわかりませんし、これは何か。
0:38:57	今後何か古いとどんどん増えていくとそういうことなんでしょうか。なんか余りにも稚拙細かくスケジュールを分割し過ぎて帰ってそれを進んでいくとか進めばよくわからないんだところがあるのでそっちそこは会合レベルというかですねそうそういうことで、
0:39:15	コアクルについてですねスケジュールを記載。
0:39:20	何今表示していただくようにしていただきたいというふうに思います。以上です。
0:39:28	兵庫県のヤマチです。表の中の色ですね色につきましては申し訳ございません。社内的に色をつけたのが黒い直す回せるかというところなんです。これ色つけた理由はですね、
0:39:41	今回の審査会合でもこの項目出していたんですけども、補足説明資料としてっていう記載のところ、これ前回の技術的ポイントという記載にしてたんですけど、現状のその補足説明資料をちゃんと洗い出そうという動きを踏まえて修正したというところがありまして、こういう形で直しておりました。
0:39:58	ただ、今おっしゃった通りですね、余りにも細かく分け過ぎるところもございましたので、構成自体を見直しさせていただきたいと考えております。
0:40:07	規制庁コサクで数字の中で、ちょっとすみません、前回の資料は私もちょっと確認しなかったのもまあそこはそういうことで、経緯はわかりましたけれども、適切に対象として直していただきたいというふうに考えます。はい、規制庁コサクです。すみません。直していただく必要なくてですね、13 ページ入りません。
0:40:27	こんなヒアリングいつやるみたいなことを説明するの審査会合ではありませんので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:33	先ほどナカガワも言いましたけど審査会合としていつけりをつけるのかということ を明確にするという意味では、この項目は今回の会合で切りをつけると言 われたんですから、今後の話を基本的にする必要はなくて、
0:40:48	ただ、先ほど言ったように補足説明資料自体はまだしきれてないので、整理を して足しますと、
0:40:55	いつまでについてというのはちょっと入れても、
0:40:57	いいと思いますが、まず一言添えるぐらいということだと思ってます。
0:41:03	以上です。
0:41:04	におけるヤマチです。承知いたしました。
0:41:13	規制庁コサクです。
0:41:15	先ほど少し飛ばしてしまいましたけど、基本設計方針の書き方を変えるとかで すね、そういったことは、大分様変わりをして補正もされるということなんです けど、それについてはここの部分で、
0:41:32	対応状況を説明するという理解でよろしいですか。
0:41:40	日本原燃のヤマチです。はい、おっしゃる通りです対応状況について、この中 で御説明させていただくということにさせていただきます。
0:41:52	規制庁コサクです。そういった論点なり、
0:41:56	補正に向けた対応っていうのがポイントが明確になるように整理を進めていた だければと思います。よろしくをお願いします。
0:42:05	ほかに。
0:42:06	規制庁側から指摘等ありますか。
0:42:23	規制庁コサクです。それではその次の検査の関係 14 ページ 15 ページで 16 ページは同じように入りませんので、14 ページ 15 ページについてということ で、
0:42:35	専門検査から、
0:42:47	これは技術。
0:42:49	はい。
0:42:57	検査の大東です。14 ページのところ、こちらから資料についてお伺いしたい というところで、
0:43:05	今回
0:43:09	センター集中出だし運転中の設備についてということで少しお伺いしたいんで すけど、判定基準が最小板厚以上であるということをごちらが決めてきたとい うことで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:20	最初板厚以上に維持するその板厚管理の方法を工事の方法において記載すると書かれてるんですけども、実際にその委託管理の方法っていうのは、具体的な
0:43:31	どのような内容なんでしょうか。
0:43:46	規制庁のたらいいですか。
0:43:49	大丈夫そうお願いします。
0:43:54	はい、日本原燃の工藤です。14 ページに書かれてます往々いたす管理の方法なんですけど、最初はさ以上であることを維持するっていうことを基本にしまして保守管理のほうを実施するということをしてしています。
0:44:15	必要厚さ以上であることを確認するための基本としまして、必要厚さに達する前に、
0:44:26	保守保全等を行える資産を見込みまして、その管理の方法を定めるということを計画しています。以上です。
0:44:40	すいません日本原電フジヤでございます。今保科さん言われたところの一番下のところを検査するというのをどう検査するかという観点でいきますと、我々が委託管理ということで
0:44:54	保全の中でですね、測定また評価しているところで最初はⅡに対して、さらに今後使っていけるかどうかとところを評価していると、検査の中で見るということを考えてございます。以上です。
0:45:11	専門検査の大東です。最初圧から、今後その必要板厚ですね、あることの確認ということで、まさにその今腐食処分のところのところ、どの程度あるのかということが今回の 14 ページには復職炉しろということが出てないんですけども。
0:45:29	その確認っていうのは今、フジヤさんがおっしゃったどの程度残っているということを検査の中で確認するというのでよろしいんでしょうか。
0:45:40	それがどのくらいでいいかどうか、日本原燃のフジヤでございます。それがどのくらいでいいかどうかというところの数値というよりは、日竣工もですね照岸確認の運転に入っていきますけれどもそれ以降にですねまだ使えるということをきちんと確認した上で、
0:45:57	確認するということをですねみたいと思ってます。
0:46:03	はい。
0:46:06	専門検査の東ですけど、まず使えるんだ、このこれから使っていくことを見るっていうまず現時点で事業所証明事業者検査の時点で使えますというところを検査するというので考えてますので、
0:46:21	様々なところで債何でしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:26	最小板厚以上あることだけで本当にそれでいいのかっていうのがあります。
0:46:37	ヤギハシでございますけれども、最小板厚多数最初暑さプラスですね今後使 っていけるということの評価していきたいというふうに思ってますそれが何ミリ いい必要かっていうところの判定基準ではなくて、今後その例えば、
0:46:56	定期事業者検査何回かも今後ずっと向いていきますけれどもそれらの中でき ちんと適切に使えるという評価になろうかと思っております。
0:47:08	規制庁コサクです。それがポイントで定時検だと。
0:47:15	日程件分のように空気があるかどうかというような評価になってくると思うんで すが、実用炉となっていると思うんですけど、それを定時検ではないにしろ、使 用前事業者検査の中で必要最小最小厚さ以上と。
0:47:31	いう定時検と同じような判定基準を取るのであれば、同様にそういう項目があ る。
0:47:37	必要があるんじゃないかっていうことだと思いますし、その時に定時検と同じに 定検分でいいのかというところの
0:47:45	今後、その使用前事業者検査として今後使うといったときのスタートとしてどの 程度のように区を
0:47:53	持ったものとしてスタートするつもりか。
0:47:56	ということだと思うんですね。
0:47:59	その点は電力支援を受けていろいろこの部分議論したと思うんですけど、ど んな議論されたんでしょうか。
0:48:11	すいません日本原電フジヤでございますけれども、
0:48:14	て一力支援の話もコサクさんのほうから出ましたけれどもやっぱり電力の状況 みながらですね、意見聞きまして、我々としてはやはり測定して行ってですね 徹底事件何とか迎えていくのはもちろんのことですね、見てですね
0:48:33	一括減肉が進捗してるところを見てですね、そのあとの設計及び許認可手続 き等を工事の期間等を踏まえてですねある時間の中でですね管理していきたい ということを調整しております。ですので、
0:48:51	判定基準といたしましては今後それを踏まえてですね具体的にどうするかと今 後相談させていただければと思います。
0:49:00	規制庁コサクですけども相談していただかなくて結構ですのでわかりました決 めていきたいと思えます。判定基準電力としても、最小厚さ以上プラスユニ ークといったように行くというか余寿命ということで、
0:49:16	設定されてると思えますのでその点で整理をいただいて、かつ
0:49:22	許認可の置換だなんだと言われてましたけどあまりそこは関係なくてですね都 度都度、判断をしていく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	使用前事業者検査であればそのタイミングで、その後どう使っていくかという判断をするということなので、その点で適切な判断ができるような判定基準というのを作って提示いただければと思って。
0:49:45	ています。はい。日本原燃のフジヤでございます。ご指摘受けてですね、考えていきたいと思えます。確かおっしゃられますよねって検討よりはヒヤマ事業者検査としての話ですんでそこよく検討して参りたいと思えます。
0:50:03	専門検査の縦値です。ちょっと今のところについてちょっと確認なんですけども、
0:50:12	この使用前検査の判定基準として新設する容器等については公称値の許容範囲内と。
0:50:22	で、既設の容器についてはとは言っても、今現在試験運転とは言いつつ使用前検査として、
0:50:31	既設の要求を受けるわけですから、設工認に記載されている腐食資料を確保する設計を行っているわけです。
0:50:42	従って、腐食資料を確認する設計が行われたことの
0:50:48	技術基準の適合性として、
0:50:51	建設ずに、そもそも腐食資料を考慮した設計が行われていること、つまり公称値の許容と。
0:50:59	範囲内にあることをつくったときにですね、それをまず確認して、これが、
0:51:05	過去の話ですが、現在、
0:51:08	量にするためには、最小厚さ以上ってというのは、これはいいんですけども。
0:51:14	将来に向けて、
0:51:16	今度それプラス、
0:51:19	次の
0:51:21	報酬だとか、修理だとかそういう時までしっかり
0:51:27	現在の腐食しろが残ると。
0:51:30	そういう判断を支出する仕組みを作って判定基準を設定してくれないと。
0:51:36	こちらとしては使用前検査として、
0:51:39	公費を出すにあたってちょっと首をかしげてしまう。
0:51:43	前回のヒアリングのときに、
0:51:51	使用前事業者検査と定期事業者検査における余寿命の設定について整理するっていう形で、
0:51:58	お願いしてるんでその説明も、
0:52:01	していただいた上でその辺のところを整理してもらえると。
0:52:05	理解がしやすいんじゃないかと考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:10	規制庁コサクです。ちょっと補足しますと、余寿命については先ほどの話っていうことの対応とイコールなので、前回も指摘してるんだからちゃんと説明してねということなんですけど、今縦のほうから、もう一つ大事なことがあって、ここで言っているところの最小厚さ以上プラス、今言った余寿命と。
0:52:29	いうことに加えてそもそも設計として製造としてっていう意味での初期の値っていうのはこれは記録確認検査にはなると思うんですけど、項目としてはやっぱりもらってはいけないことというのが大事な指摘だと思いますので、まずその点も忘れずに対応してください。よろしくお願いします。
0:52:48	日本原燃のフジヤでございますでしょうか。いたしました。
0:53:09	じゃあ 15 ページのほうに行きたいと思います核燃料物質等も知見を含むということで、特にガラスのみ必要であってそれ以外については要らないというお答えなんですけども。
0:53:24	人質問についてはですね、来配当益範囲の廃棄物放出量、放出放射エネルギー検査のところで検査の対象設備対象範囲っていうのはそちらのその要領書ではどこになるんでしょうか。
0:53:42	この文章ではガラスの色の検査時のデータを用いて評価を行う検査であるために、核燃料物質持ち出し試運転の運転を行う必要はないと記載されてるんですけども、そもそもこの検査要領書ナカノ検査対象範囲としてはどこもどこを設定されてますかということで、
0:54:02	そこは双方について様々で日本原燃の工藤です。ここでの来た液体へ放出放射エネルギーの検査について同様の範囲なんですけど、これ最初李全体フリーでオオオカ核燃料物等、
0:54:25	あ、すみません、じゃあ今訓練舗装入ってますんで一旦、注視します。
0:54:50	はい。日本原燃の工藤です。COCOコード気体液体廃棄物の放射エネルギーの設備なんですけど、ここは再処理Eを運転した際に液体廃棄物処理系から放出される機器の貯槽等の別。
0:55:10	いうところがもう含まれてそっから気体廃棄物から放出されるものとあと液体系にいえいえ核燃料物質等が移行しますんで、その再処理全体の範囲を検査の対象としまして、
0:55:28	ANA設定します。
0:55:32	よろしいでしょうか。
0:55:40	こちらの想定としては液位範囲の設備時範囲の設備から出てきたものをスタックまたは海洋放出管から放出したときのデータをとってるっていうふうに認識してるんですけども、そうではなくって、もっと広範な範囲がこの検査対象になっているということでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:00	すいませんここの測定の範囲に関してはスタック倒壊往々放出からの放出。
0:56:07	放射エネルギー測定する装置の応答のところになります。
0:56:14	はい。
0:56:19	はい。
0:56:23	がん専門検査の大東ですけども、かよう放出関東今のスタックストックのところの測定装置、これが検査対象範囲なんですか、要するにモニターですよ。
0:56:34	ということで、この検査の件は拝承日本原燃ありがとうございますモニターそのものず言うよりは、技術基準の廃棄施設のうちのですね、気体と液体というところが該当するかと思いますけれども、技術基準でいきますと、そこでいくといきますと線量とですね濃度っていうふうに
0:56:52	なっておりますので、工場から放出される濃度そのものが検査対象となるのでモニターが例えば機器としてのですね、性能云々ということではなくてですね、これは工場全体から放出される放射能の測定の話になりますので、最初、
0:57:08	別ということになると、スタックの例えば、今申しました。測定器だとかそういう話にはなりません濃度そのものでございます。
0:57:17	はい。
0:57:20	規制庁コサクです。私の理解は言われたところと似てはいるんですけど、濃度というよりは、施設全体なんだと理解してですね、施設全体なんですけど、基本的にアクティブ試験をやられている中ですでに図られていると。
0:57:39	ということなので改めて語る必要がないということから、当該試験をやる必要はないと思っているということなんだと理解をしているんですけど、一方で、使用前検査自体は終わってなくて、というのはガラス溶融炉の試験の部分。
0:57:56	で発生する、機体廃棄物液体廃棄物についての検査が終わっていないかなと。
0:58:02	ということなので、その部分をやるというときに本当にその部分までやらないでいいのかといったところが論点だったと思うんですけど、その点をどう整理して、今回提示されてるんでしょうか。
0:58:18	日本原燃フジヤでございます。今古作さんおっしゃられるように、工場全体から放出される放射能であるということについてはその通りでございますので、今回ガラス溶融炉を動かしてですねそれに伴う放出量を測定して、
0:58:36	いくわけですけども、これまでのアクティブ試験でとったデータを活用するといいものは、そのですね、から出てくる放射性物質については我々計画したところをやってですね、薬を採取し、過去にしてあると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:52	今後じゃあそれをやらなくていいかどうかってなったときには、その数値自体は走時時点変わっているものではございませんし、その気体液体廃棄物ですね、廃棄施設自体に何か手を入れたというようなこともございませんので、過去のデータ有用というふうに整理してございます。
0:59:11	ただし、先ほど申しましたようにクラスについては、今回新たにですね、動かすという観点でいけばそのデータをとってですね当てはめていくっていうのは大事だと思いますので、そういう観点で切り分けているということになります。
0:59:29	規制庁の田尻です。それで今のガラスのところなんですけどなんか別物みたいな説明にはなってるんですけど、要はそのガラスのときに記録を取ってやるっていうことなんである意味一体に近いような気がするんですけど何かあえてこれは別物なんですよっていうふうに書かれているイトウを確認したいんですが、
0:59:50	すいません現在フジヤでございます。周った時すいませんそういう御指摘、確かにその通りとも
0:59:58	考えたんですけども、自分自身が主役となってですね動かすというものを核燃料物質等を用いた試験というふうにも考えてですね、今回の格好なんですかね。気体液体の放出放射能については間接的なものというふうにとらえまして、
1:00:17	別という分け方をしたものでございました規制庁コサクです。考えであれば、こちら等、
1:00:25	認識がずれてますので、
1:00:28	それを核燃料物質を用いて熔融炉を動かすときに付随してやる試験という意味で核燃料物質を取り扱う試験として扱ってくれれば結構です。
1:00:42	わかりました。
1:00:43	日本エヌフジヤでございます承知いたしました。
1:00:46	考え検討いたします。
1:00:50	コサクですけどもそれ以外に核燃料物質を用いる試験がなくていいという理由が少し説明が足りないような気がするんですけど。
1:01:01	どう整理されてますでしょうか。
1:01:15	はい。日本原燃の工藤です。まずこの整理に当たりまして、まずを設工認の基本方針または主要費を添付書類でどのようなことを期待するかっていうまず整理、
1:01:35	行うということで、そういう整理の方針に従って
1:01:42	基本方針、または使用機を添付書類に書かれてる内容をどのように検査していただくっていうことを上流側からの整理してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:52	その際に、
1:01:55	仕様書に書かれる内容を踏まえまして、
1:02:00	あとは来機器単体で性能を確認するものを傾動システムで性能確認するもの というような仕分けをしています。
1:02:11	その他に今の既設の設備については、セール内にある機器等を踏まえま して、実検査できるものと記録確認検査代替検査できるものっていうのを規制庁 コサクです。すいません。
1:02:27	逐一説明いただく必要ないので、ポイントでお話しいただければ結構なんです けど、少なくとも今日の資料でそれをぱっと見て分かると言われても無理なの で、そういったポイントがわかるように記載を、
1:02:40	審査会合としてはしてください。
1:02:44	はい、日本原燃の工藤です。了解しました。
1:02:49	規制庁コサクですので、具体的にはこの後の補足説明資料のほうのヒアリン グでやることになると思いますので、その際にいろいろと議論すればいいん ですけど、ポイントは基本法、すいません、従来仕様表に書いてあった。
1:03:06	生産に係る使用を基本方針にするということで整理されていて、ただ基本設計 方針も検査をしなくていいわけじゃないので、それについてどういうふうな検査 の扱い方をするのかっていう説明をしないと。
1:03:22	ここの部分でのその対応になりませんので、そういった関係性を整理をして欲 しいということと、あと、その基本設計方針にするということをここで言うのかそ の前の分割との関係の中での方針の整理できるのか。
1:03:39	その辺りの説明の構成というところも
1:03:44	全体として議論をまとめていってください。
1:03:51	はい、日本原燃の工藤です。了解いたしました。
1:04:15	コサクです。それでは検査は大枠として審査会合としての大枠は以上にしまし て後なんですけど。
1:04:23	18 ページ 19 ページ。
1:04:27	20 ページ、これについては論点ではないので、今回の資料としては不要でも 第 1 回で言われている話ということだと思うんですけど、この部分で論点があ るということであれば、
1:04:42	23 ページとかの表で書かれているよりも後に、
1:04:47	論点のところ、論点として挙げた上で、具体的に建屋がこうだからこうとい うような説明をしていただきたいと思っていてですね、特に 19 ページの床スラブが どうというようなことについては、
1:05:02	まさに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	耐震のヒアリングで論点として挙げていることですから、このページじゃなくて論点として挙げてくれるというのは耐震のヒアリングですでに申し上げていることだと思うんですけど、その点は、なんでここにまだ残ってるのかっていうのを御説明いただけますか。
1:05:35	日本原燃者でございます。申し上げます今時点ですと今ここに上げてございまして先ほどの御指摘あった通り、ヒアリング的でも指摘も踏まえて耐震棟全体MOX燃料施設としての共通的な考え方というのはどこでどういうふうに説明させていただくかは、今一度整理をさせていただきます。
1:05:55	規制庁コサクです。どこに移すかは、整理をしていただいてこのページはなくすということに対応していただければと思いますんで、同じように 22 ページもありませんので、適切に論点として分けて説明をしてください。
1:06:12	その上で 23 ページ以降ということで議論を進めたいと思います。ただ、例えば、
1:06:25	町のタジリです。ちょっと先ほどでき上がっていきなりグループ 1 から話してしまっただけなんですけど、役員がグループ位置に来たので、すみません。
1:06:32	まずちょっと確認したいんですがこのG1に関して、今回何を説明されようとしてるのかというのがまずちょっとわかり切るところがあって、前回会合まででもこういったところが論点になりうる項目ですと言っていたような話が 25 ページとか 24 ページとかにはあったりすると思うんですけど。
1:06:47	正直な話ヒアリングで手で説明できなくて、次回の説明を 3 月末に出してくださいとかそういう話の状況でしかなくて、何か今回説明に書いているやつも補足説明資料に拡充するっていうなんかほぼ当たり前のことがつらつらと現在の状況みたいに移らざる抱えているだけになっていて、
1:07:05	で、
1:07:06	なんかタイトルの 21 ページのところ見ると外部火災外部衝撃、溢水医薬品というふうに書かれてるんですけど、後ろ行ってみると別に止水薬品ないし火災はある人か何かいまち今回対象とされているものがそもそもわからないのでまずそこを明確にさせていただいてよろしいですか。
1:07:22	はい、系統日本原燃のエピナです。まず対象にしているのはですね当火砕ないと火災防護の話とですねあと外部衝撃になっておりますんで、火災防護につきましては、まずは
1:07:38	論点がない第 1 回に関しては論点がないという話とですね、あと、今の記載ですと、その適合性を示す上で感知消火系の軽減の部分がないのでそこを追加するというのを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:54	制限するというのが、火災の部分の目的になっておりますんで、あとですね当該部衝撃に関しましては、ちょっと説明が十分でなかった点はあるんですがまず論点として我々が考えてるのはこの六つですということ
1:08:11	説明するというのが今回の目的として考えてございます。以上です。
1:08:19	規制庁の田尻です、火災については要はセンゲンとして監視評価とか約束してたところをかけますよということでその説明されてるんで理解したんですけど、それ以降のものに関してなんですけど、例えば今 24 ページ 25 ページで 25 ページで青枠に囲われているので⑤番⑥番とかになっていて、
1:08:37	今日はある意味大きな見直しの許容限界の確実な考え方とかに関しては何か説明予定となっていないんですけど、何かこの辺りの経緯とかっていうのを説明される予定ですか。
1:08:52	日本原燃のエビナです。
1:08:57	経緯等バスちょっと我々としてはですねまず 4 番に関しましては、4 番の許容限界につきましてはまず 3Sの方に見直すということは、この場で言わしていただきまして、
1:09:13	あと一番 2 番三番、5 番 6 番に関しましては、ヒアリングの中で説明した内容の繰り返しにはなってしまうんですけども我々こういう考えですということろをまずは話をさせていただくというふうなところでして、
1:09:31	経緯については、あまり特に触れるつもりはございません。以上です。
1:09:37	規制庁の田尻ですkAというふうにお伝えしているのはあくまで議論というのは会合の場でやるものであって、何かヒアリング理解指摘受けて取り上げることにさんですといきなりその家庭も何もないのに、前回会合では 4000 しようと思ってましたって言って次の会合にたらやっぱサイズにしますっていうふうに言われると。
1:09:54	何でだけっていうのが何もわからない形で急になるには事業者論点でちょっとそれは言っていた内容がいきなり切る形になるので、その辺りっていうのはどうしてこうなったか要は昔はこう考えていますようにしてたんだけどこれこれこういうふうにして改めて考え直した結果 3SSっていうところの説明っていうのはされますかという意図なんですけど。
1:10:14	はい。そういう意味ではですね先ほどコサクさんの方から日本原電のエビナですが、コサクさんの方からもコメントあった通りですね前回のコメント、介護で言われたこととか順番とかですね、あとと言ってないことが増えているというところがありますんで。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	そちらについてはすいませんねと、現状は入ってないんですけども、そういった説明が必要かと考えておりますので、具体的には欠けてるのは空気密度の話であったり、あと健全性の構造の部分とかが増えてるんですけども。
1:10:49	そちらは改めて当会合の後にですねどうですかね、その論点というのを明確に論点の位置付けをですね、見直してこの六つになったというふうな旨のことは記載させていただこうと考えてございます。
1:11:06	あと、そのIVASから算出に変わったというところも記載するようにしたいと思います。以上です。
1:11:14	規制庁コサクです。
1:11:17	まずですね、最初にも申し上げましたけど、
1:11:21	第1回会合第個々の論点では第1回会合で提示したことというのをまず列記をしていただいて、それぞれどういう状況なのかということを説明をするようにしてください。その関係でいうと、最初に竜巻があって空気三つどうネット健全性
1:11:41	その次竜巻火山の許容限界。
1:11:44	外部火災とくるんですけど、まだ説明ができていないということであれば、次回説明しますというふうに言ってくれれば結構なので無理くりなんかやんなきゃっていうふう考える必要はありません。
1:11:57	それで言うんですね、飛来物防護ネットも今、
1:12:02	今回の資料だとBRLと強化と分けて書かれてますけど、第1回申請では一つの枠の中で説明をされていてですね、そもそもネットの構造自体からまだちゃんと説明いただいてないので、審査会合で議論できるレベルに達してません。
1:12:19	なので、中途半端に説明されても困ります。
1:12:23	もしやるのであれば先ほどの議論と同じように一式耳をそろえて説明で議論できるだけの情報出してくれということなんですけど、できるわけがないと思っているので、そういうものは取り下げて項目だけ出して次回にしますというふうにしてください。
1:12:42	はい、ケーヨー原燃のエビナです。承知いたしました。
1:12:46	その点は規制庁コサクでその点は外部火災も一緒にそう耐火塗装の話について全然考え方の整理をしていただいてなくて、ロジックとして今回資料としては出てますけど。
1:13:03	ロジックプールをここで出されてもですねロジックを補強するエビデンスが何らか提示された後じゃないと審査会合で議論できませんので、補足説明資料が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:17	見直したものが出した上で、追加の補足説明が出てなくても介護ができますけど、1 回目のを補足したちゃんと下 1 回目の補足説明資料は出てないと議論できませんのでその点は同じです。
1:13:33	はい。日本原燃のエビナです。はい、承知しましたんで、すいません確認なんですけども、20 具体的なところで言いますとページ 2425 は、残す形で説明予定は今後西
1:13:49	するとで 26 ページ以降は今回は消すというふうな理解でよろしかったでしょうか。
1:13:57	規制庁コサクです。今までのところはそうです、竜巻、外部火災、火山外部火災は、後ろのページはなくて、表のところだけと。
1:14:07	ということです。
1:14:08	で、
1:14:10	前回、第 1 回の資料で言うとその次に火災爆発が来るので、その点については先ほど言ったように申請ではこの範囲だったけれども、
1:14:21	そのあとの説明をしていったところ、追加でこういうことが説明だと説明が必要だということになったのでこういう対応しますということの説明を 1 枚作ってください。
1:14:34	はい、承知しました。
1:14:36	日本語でビザですが、措置ました。
1:14:39	はい、規制庁コサクです。そのあと溢水化学薬品が来るんですけどもこれも今回の資料から抜けてるところなので、そこは勘定に入れてなんですけどここは論点ということではなくて単純につけますということで、
1:14:57	入っているだけということなんでしたっけ、そこの辺りの考え方を教えてください。
1:15:03	はい。日本原燃のエビナです。溢水に関しては論点はなく、どちらかでは火災と同じように、こういった範囲ですっていうことを言ってるだけかと思います。
1:15:18	以上です。
1:15:23	規制庁コサクです
1:15:25	家歳以下ヒアリングとしては先行していて、溢水化学薬品は十分話をしていないところなのであまり細かいところは言えないと思うんですけど、第 1 回の資料としては火災溢水、化学薬品と並べて書かれてるので。
1:15:43	対応として同じですというんであればまとめて、大枠としての整理ということで説明いただいたほうがいいかなと思いますので効率的に対応してください。
1:15:54	はい、日本原燃のエビナです。承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:01	規制庁コサクです。それでちょっとすみませんちょっと指摘飛ばしちゃいましたけど竜巻火山で25ページにある許容限界というものについては、これは
1:16:12	前回の説明から方針を変えるということなので、先ほどタジリが言ったように、しっかりと1枚作って、こういう説明をしたけれどもこういう検討した結果、こういうふうの方針変更すると。
1:16:25	いうことで説明をちゃんとするというごことをお願いします。
1:16:31	はい。日本原燃エビナです。そういった資料を追加させていただきたいと思えます。
1:16:40	補足です。よろしくお願ひします。そうすると26ページとかですね、そもそも論点としてなかったものがここに上がってきているところはどういう扱いになりますでしょうか。
1:16:57	日本原燃のエビナです。こちらはですねもともと論点、前回1月の会合の際には論点にはしなかったんですが、その後のヒアリングの中、ヒアリング
1:17:13	までにはですね整理してこちらを論点だという形にして出していたものとなってございます。考え方としましては、先行炉で採用実績のない設計だとかですねあと評価方針というのは、
1:17:29	論点になるでしょうということで、それに合わせた整理をした結果が出たものということです。以上です。規制庁の田尻です。
1:17:38	論点等をちゃんと説明資料をもって説明するものというのはまた別の次元の話だと思っていて、
1:17:45	論点となっているのは、先ほどおっしゃられたように先行実績のない構造使いますよっていうところの絡みで来ているものであって、評価対象部位についてっちゃうのは、どこのプラントでもいろんな成立性を評価対象部位の説明は当然しなければいけない話なので、
1:18:01	なんか今現時点において個別の論点ですと言って説明するからにはサノこれ先頭に来てるかと思うんですけど、これだけで説明するようなものでもないような認識なんですけど、ここだけで論点にするっていう話になってましたっけ。
1:18:14	日本原燃のエビナです。すいません我々のほうの考えとしましてはですね冷却塔っていうものを、が初先行炉のほうではあまり実績がなかったんで、そういった見て、
1:18:29	上げようと思っていたんですけども、確かにおっしゃる通りそのええと選定していくというプロセス議会は何も変わるものではないので、そういう意味では論点にはならないのかなというふうなところも、
1:18:44	確かに思うところかと思えます。
1:18:47	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:48	規制庁の田尻です。評価対象部位であるとか説明しなきゃいけないものも丁寧に説明しなきゃいけないと思うんですけど、要は開放で議論をして方向性としてそもそも合ってるのかっていう議論をしようとするときに、評価対象部位に関して他と一緒にボルトやりますとかや動物とかもやりますよとかっていう話なんて、
1:19:06	だから、論点っていう会合で議論になりうるものはないような気がするし、そもそもその前段の話すらまだできないタイミングなのでやるんだったらその絡みで次に話せばいいだけの様な気もするので、新しく論点ですなんだったら評価対象部位ですから、何かそれはそれで何だっけみたいな感じになりそうな気もするので、
1:19:25	先ほども最初ですけど、論点っていうものと当たり前ですけどちゃんと説明しなきゃいけないものっていうのはまた別の次元だと思うのでその辺りはちゃんと認識いただければと思います。
1:19:36	はい、日本原電エビナです。今の説明を聞いてですね大分頭がなかなかクリアになったので、はい、そのように整理させていただきます。以上です。
1:19:50	注腸タジリグループ 1 関連でその他どなたかありますか。
1:20:06	規制庁田尻です内容なのでグループ 2 のほうにいただければと思います。
1:20:18	ツガネさんどうぞ。
1:20:19	規制庁とそれ聞こえますか。
1:20:24	大丈夫ですはいえちょっと繋がりますと 31 ページからなんですけれども、
1:20:32	まず隣接建屋のカーについて工事解決目と。
1:20:38	いうことになってるんですけど、第 1 回対象施設系具体的に協力してないものがあれないということですね、この一帯 1 回ではきちっと説明すべきであるというふうに考えておりますので、今回はないんですけども、具体的に添付については次回以降ということで、
1:20:56	それと、ちょっと説明していただきたいと思うんですが、3 月急行っていうか 3 月の会合でそれを説明するのか。
1:21:03	一方 4 月に回すのかその辺いかがでしょうか。
1:21:07	日本原燃通してございます。
1:21:11	この部分に関しましては 4 月の会合のところでその他のですね第 2 回目以降の隣接建屋に対しての影響の考え方っていったところも、今後ちょっと御説明する予定で考えておりますのでそちらのほうの内容を踏まえたもので、4 月の回収のところで御説明させていただきたいというふうに思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:32	きちっとそれですはい。それではその際きちっと1回の申請対象としてはこれ必要ないということきちっと説明していただきたいと思います。続けてなんですけど、ごめんなさい。すいません。規制庁コサクなんですけど、おそらくですね説明予定のところは次回日程説明っていうのが次回申請にてっていうふうには勘違いをする。
1:21:51	記載になっているので、次回審査会合で説明予定ということでわかるようにしてください。
1:21:59	日本にトガシございます。横いたしました。
1:22:03	ツガネさんどうぞ。
1:22:05	はい規制庁津金です。続けて32ページから36ページなんですけれども、こちらにつきまして、テーマ基本的にその事業者がやってることを羅列していて、ちゃってることに対して、基本方針や今回の確認項目ほどの部分に
1:22:20	合致した設計であると考えているのかまで記載が必要ではないかと思いたすがいかがでしょうか。
1:22:32	日本原燃どうしてございます。°の基本方針に基づいてこちらのほうの設定が小さい径のかといったところに関しまして追記するような形を対応します。
1:22:45	ちょっと追加です。はい、全体的にですねやってることが書かれてるんですけどもそのやることがあるとか基準ですが、これに改造とちゃんと整合してるんだっていうことまで説明し切れないと御説明になる見通し成り立たなくなるのですねよろしくお願ひします。
1:23:02	次に、
1:23:04	37ページ。
1:23:08	なんですけども。
1:23:10	どのところについて、屋外重要土木構造物として成立するならば、基本設計方針でも屋外重要土木構造物しなきゃいけないですし、建築構造物の思惑と別として、各といいます扱いになってるかと思うんですけども、
1:23:27	この辺が使えない頑張ら明確になってないような気がしまして、
1:23:33	この動的については、どちらの扱いされるという考えなんでしょうか。
1:23:47	要員移動してございます。今現状こちらのほうを今後外の事故データを提出させていただきますまして、御説明のほうを今、
1:23:56	対応するということで考えてございますけども、基本的に今当初の考えとしましては、屋外重要土木構造物ですね、審査基準、こちらの方にのっとりまして、設計対応のほうを実施していくといったところで整備。
1:24:12	させていただこうというような形のほうで現象を考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:16	ちょっとすみません、規制庁コサクです。ロジックペーパーを出してと言われてましたけどヒアリング
1:24:23	これはどういうふうに進めるつもりで今おられるのでしょうか。
1:24:27	日本でどうしてございます。こちらの方のヒアリングにつきましては
1:24:34	3月の注10にですね企業の方を提出させていただきまして、計等対応するというような今スケジュール関係の方で進めてございます。
1:24:49	規制庁コサクです。そうだとすると義理審査会合前に補足説明資料は出てはいるんですけどヒアリングがまだというところでロジックペーパーはヒアリングの直前に出されるということからすると審査会合が先行するっていうのはあり得ないので、
1:25:03	この会合でやるのはいかなものかと思うんですけどいかがですか。
1:25:08	日本でどうしてございます。ちょっとそちらのほうの
1:25:12	前後関係のところちょっと17日ぐらいのヒアリングといったところがございまして所先行してちょっと記載させていただいたところでございますけども、今ほどの3-2の通りだと思いますのでこちらのほうにつきましては次回の審査会合のほうで説明するような形のほうで
1:25:29	冒頭の表のほうも修正するような形で対応させていただきます。
1:25:33	規制庁コサクです。それでですねちょっと
1:25:36	ツガネさんに降る前に話をしておけばよかったんですけど、31ページにですね、項目のリストがあるんですけど、これも第1回いいのかいう第1回目が1月の会合で言われたものから構成が変わってまして、
1:25:53	特にどうどうについては、今回初出しになってるっていうことなんですけど、今回どうどうについて論点にするかどうかということと言うと、基本設計方針なり、添付書類でどこまで説明をするのかという議論の中で
1:26:10	入るんであればこういうところも整理をしなければいけないということなのかなと思うんですけど、その辺り、
1:26:18	いつどう論点として提示をすべきかっていうのも何かお考えはありますか。
1:26:27	2億円投資してございます。現状こちらのほうを記載させていただいておりましたのが
1:26:34	設計方針の議論させていただいてる中で少し洞道の取り扱いといったところでオークラ需要動向構造物等建築構造物といったところでですね、その認識のちょっとずれといったところがございまして、テーマ
1:26:50	今現状こちらのほうの取り扱いについて整理することといったところのコメントのほういただいといたところがございまして、道路の取り扱いに関しては申請書の取り扱いなのかなというところがございまして、現状これ論点のほう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に行ってございますけども、コサクさんおっしゃる通り、この部分といったところの基本方針関係のところですね。
1:27:08	その議論のところでもまず整理の方さしていただいてそのあとに、現状の取り扱いといったところが論点になるかどうかっていったところですね改めて整理させていただいた上で記載すべき。
1:27:20	というふうに今現状考えましたので、ですのちよつとこちら少し我々先走った部分で、本日、記載させていただいておりますけども、ちよつと基本方針のところでも一度ちよつと整理した中でまた先ほどのロジックのほうですね3月ミドルの方でした。
1:27:36	御説明しますので、その以降ねちよつと取り扱いに関しましては当社のほうで一度議論させていただいて次回の会合にかけるかどうかといったところを再生させていただきたいと思います。
1:27:47	コサクです。よろしくお願ひします。基本設計方針の扱いについては、先ほども火災なり竜巻被水とかのところでもありましたし、さらに一番最初でいうと、生産系の使用について基本方針でっていうところにも、
1:28:03	出てきますので、そのところと並びをとって、耐震についてもそこ辺りを整理をして論点があれば、
1:28:12	詰めていくということで対応して、今回はいただいてその上で、次回の会合でどうどうが残るようであれば、
1:28:21	それを具体的に説明しているということで対応いただければと思いますんで31ページの他の項目でですね、
1:28:30	第1、
1:28:31	1月の審査会合では埋め込み効果ということで言っていたものが②③でバネの設定と液状化と分けられたんですけど。
1:28:42	この辺りはどう処理していきますか。
1:28:46	特に液状化と言うよりは、地下水の
1:28:51	水位設定とか、そういうところでの説明をしにしたほうがいいのかというふうに、耐震のヒアリングでは議論があったこともですけどその店頭整理されてますでしょうか。
1:29:04	日本原燃通してございます。審査会合の与えて1回目の1月のほうの審査会合におきましては金額の変更点といったところで側面ばねのほうを設置しているところで表層の見込みに対しての考え方といった形のほうで、
1:29:19	制度をさしていただいております。会合の場におきまして表層の部分に対しましての地下水の設定なりシーマ液状化の考え方といったところの部分に対し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ての整理が必要といったところのコメントをいただいて現状対応してるといったところでございます。
1:29:36	こちらのほうとしましてはそちらの明確にするためにですね、2番につきましては、まず埋め込み効果といったところ組織化しになってますので側面ばねの設定方法といった形のほうで、より明確化のほうするようにしたといったところがまず2番のところでございます。卵に関しましては、
1:29:53	ちょっと前回の分のところでその地下水の考え方といったところでの整理といったところで、資料のほうは基本的には地下水のその考え方に基づいたところでの整理をさせていただいておりますけれどもちょっと主な説明項目のところの部分につきまして貯水堰を地下水といったところ、
1:30:10	少し抜けてございますのでこちらのほうは、主な説明項目の欄につきまして、石油地下水の設定もですね、踏まえたところがあるような形のほうで記載のほう適正化させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:30:25	規制庁国鉄わかりましたよろしくお願いいたします。それではツガネ3続きをお願いします。
1:30:30	はい、きちっとツガネです。
1:30:32	日連のほうがいいんですけども、
1:30:36	ちょっと掃気きもとに目と埋込なんていうんですかそれがないんで、ちょっとページ、仮にもらって、このページでお話ししますけれども、
1:30:46	2ページのところで、
1:30:49	やはりちょっとヒアリングを踏まえてみたいな話書かれてるんですけども、
1:30:55	今日の会合で議論があったものについては介護で決着をするということになるので、ヒアリングでこうしたというよりは、今回の会合において、設計方針を固めケースについてはきちっとやりますということを説明すべきだと思いますが、タカショーが
1:31:12	日本原燃菊地でございます。
1:31:15	今、最初のページのところでの／三つ目の矢羽のことの御指摘だとは思いますが、こちらの／まず避雷ヒアリング云々という話ではなくてまず今回の審査会合の中で、
1:31:31	弾性設計用地震動SDを用いて評価をしますという宣言はさせていただきます。
1:31:37	ですので、冬季とこの中段の表現のほうは少し見直しをさせて記載させていただく形にします。
1:31:45	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	昨日ちょっとすいません。これもですね先ほど竜巻のほうで4名数を算出するにしますといったことと同じに、
1:31:57	ような話だと思いますので、まずは表の中で、特にこの話は、第1回で論点として挙げられた項目なので表でちゃんと明示していただいて、その上で、こういう形にしますというのを1枚。
1:32:15	経費も含めて説明をするということにしてください。
1:32:20	日本建築セールス了解いたしました。
1:32:25	はい、続けてですけれども、
1:32:30	次のページ、
1:32:31	3ページの表のところなんですけれども、まず⑤の配管の評価手法については、ちょっとこれ、
1:32:40	まだ全く説明を受けてないですし、過去こう使いにつき説明っていうのが審査会合の工事管理っていう意味でとらえてよろしいですか。次回の申請という意味ではなくて、1回申請の審査会合においてきちっと説明すると、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:33:07	日本原燃菊地でございます。
1:33:10	ちょっと、
1:33:12	そうですね、ここの定ピッチの評価手法全体っていうところに関しましては、次回の申請で説明することを予定したんですけども、水平2方向のヒアリングの中でですね、一部その定ピッチ評価の内容、
1:33:27	についての説明が必要ということがございましたので、
1:33:31	ちょっとこちらのほうを、まずは
1:33:34	補足説明資料を用いて説明させていただくっていうところで、そこはちょっとすみません、記載としては高次化申請範囲部分と今回での
1:33:45	第1回の申請の中で説明しますっていうところがちょっと待ちってたので、第1回申請範囲なので、次回の次回の審査会合で説明しますっていうようなところを記載させていただきます。
1:34:01	規制庁ツガネですはいは理解しました。
1:34:04	コサクですすみませんちょっと今、最後よくわかんなかったんですけど、次回申請での説明について今回説明いただく必要はありません。
1:34:13	日本原燃菊地でございます。
1:34:16	イトウ
1:34:17	時とすいません、ちょっと言い方が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:20	よろしくなかったんですけども、今回の第1回申請範囲の中で別途定ピッチの結果を申請しておりますので、その定ピッチの評価手法に関する部分については、
1:34:33	次回の審査会合の中で説明をさせていただきたいと。
1:34:38	規制庁コサクです。第1回申請に係るものになるので基本方針も含めてですけど、かかるものになるので説明が今回必要なものと再認識をしましたと。
1:34:50	については説明をしますっていうのであれば、先ほどの建家のほうでもありましたけど、申請範囲の考え方の整理の中で、こういうふうにしますということなんですけど、低ピッチスパン自体が何か論点として挙げなきゃいけないものなんですか。
1:35:09	日本原燃キクチございまして、定ピッチ自体が論点というわけではございません。あくまで水平2方向のヒアリングの中でイトウ定ピッチの評価手法っていうところの説明を補足説明を用いて行いますという話をさせていただきましたのでそこについて記載をしたというところです。
1:35:31	規制庁コサクです。そうであれば、この個別項目ではなくてそういう大枠の方針変更ということでの説明項目にしてください。その上で、内容については次回整理しますということにしてください。
1:35:44	日本原燃既設承知いたしました。
1:35:50	はい、きちっとツガネです。一つのちょっと戻るんですけどさっきのSDの話なんですけれども、このコサクの方からも今日に取り込む氷というお話。
1:35:59	ありますので、そこに取り込んでいく形にして2ページはいけなくてもいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。
1:36:07	日本原燃菊地でございますと竜巻のほうの経緯等を同じような扱いとさせていただきたく考えておまして、表に入れた上でちょっと経緯っていうところを少し記載をさせていただこうかと考えております。
1:36:24	規制庁コサクですそれは場所としては表の後ろっていうことでよろしいですね。
1:36:29	日本原燃菊地です。おっしゃる通りです。
1:36:37	規制庁、古作です。津金さんイメージあっても、はい。はい、大丈夫です。
1:36:41	はい、ちょっとツガネです。引き続いて5ページなんですけれども水平2方向に関してはちょっと全体的に
1:36:50	漠然とした考え方としか書いてなくてですね、もうちょっと日ヒアリング等で説明があったような内容について、少し拡充したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。
1:37:03	日本原燃キクチございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:06	そうですね、もう少し設備なりのその分類の仕方だったりっていう考え方を少し拡充するような形で記載を見直させていただきます。
1:37:17	規制庁ツガネです分類の方法なんですけれども、水平 2 方向を検討した結果、どういったものが、目的が達成されたのかといったようなことは全く書いてないので、その辺の記載が必要だと思いますがいかがでしょうか。
1:37:37	日本原燃菊地でございます。当大会の設備に対しての検討結果っていうところで記載の考察していただくようにいたします。
1:37:47	規制庁津金です。了解しました。私から以上です。
1:37:52	はい。
1:37:56	規制庁コサクです。機器耐震の表の中での話なんですけど。
1:38:05	この 4 番で書かれてる隣接についてこれも第 1 回では論点に挙がって
1:38:14	一応わかっているのか。
1:38:18	イトウ、こちらはハッチングがかかってて、第 2 回日程説明予定と
1:38:27	書かれていたんですけど、建家のほうの説明は、先ほど津金と言ったようにですね、何らか説明いただかないと、影響がないということの判断ができないのでということなんですけど、機器については、
1:38:43	第 1 回で何の話になるんでしょうか。
1:38:48	日本原燃菊地でございます。当期に、
1:38:51	続きましては今のところその建屋からの影響があった場合には、影響確認っていうことを実施いたしますけども、現状においては、第 2 回申請の方での移行での説明かなというふうに考え方を
1:39:09	規制庁コサクです。第 2 回申請でっていうのであればここから落としていただいて、一方で、建家と同じで冷却等についてもどの範囲の建屋であれば影響がないという。
1:39:24	ことで判断できるのかっていう説明という意味でここに書かれるのであれば、建屋と同じように書いてください。
1:39:32	そこのところの扱いについてはまた来週耐震のヒアリングがあると思いますのでその場で議論していただければと思います。よろしく願いを兼任局長でございます承知いたしました。
1:39:47	コサクです。後ですねツガネからもありましたけど、補足説明資料をおつけいたしますみたいなやつはですね、
1:39:58	さっき最初のほうにもお話しした通り、ここで宿題にするというようなことでの対応だと思うんですけど、ここです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:09	考え方として説明が不要ということでもないので、ロジックなりとして説明をし切るという中で、話をしてエビデンスは、補足説明資料として持って出しますという形で
1:40:23	審査会合での位置付けというのを明確に
1:40:27	していただければと思ってます。
1:40:38	規制庁コサクです返事ないんですけど御理解いただいたと理解をしておきます。見直した版の資料が来ると思いますのでその際に理解されてなければ改めて指摘をしたいと思しますので指摘をしなくて済むように対応、よろしく願いします。以上です。
1:40:56	この原因分析だけですかいたしました。
1:41:02	規制庁田尻です。耐震関係これで1聞いてたと思うんで一応この資料最後の裏の話はなくなったかと思うので日この資料おありかと思うんですが、計強化はもしくは原燃側から何を追加でお話したいこととかあればお願いします。
1:41:26	タジリです。内容なのでこの資料ここで終わりたいと思います。それでヒアリング2時間ぐらい経過してしまったので、ちょっとここで1回休憩挟みたいと思います。五分程度になってしまうんですけど、再開身近カラー
1:41:39	はい、林です。いや、ごめんなさい、4時で4時で16時で16時開始でお願いしますとここで休憩入ります。はい、承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:00	はい、説明をお願いします。
0:00:04	はい、日本原燃大久保でございます。これから説明する資料は補足説明資料を中心にロジックペーパーを交えて説明させていただきます。資料の説明する順番でございますが、簡単に絶対ご紹介させていただきます。これからまず先に商標使用表の記載項目の整理等、
0:00:23	共通 08 という資料ですね、それから共通 06、基本設計方針仕様表各説明書で記載すべき事項の整理この二つをまず先に御説明させていただいた後に検査関係の資料を説明させていただきます。そのあと残りの資料を準備して説明させていただくということで進めさせていただきます。
0:00:43	それでは早速共通 08 の資料から順番に御説明させていただきます。
0:00:51	はい、日本原燃の松岡です。まず共通 08 の説明から入らせていただきます。
0:01:02	まず共通 08 のロジックペーパーになりますが、エリアの高いです。先ほどと同じように資料とか、いつ提出なものかというのだけは発言した上で説明いただければと思いますのでお願いします。
0:01:15	はい。
0:01:17	まず 22 月に 2 月 26 日付、A のタイトルですねえ設工認申請対象設備の明確化に関する基本ロジック共通 0308 括弧というたものを簡単に御説明いたします。
0:01:32	こちらは 2 月 26 日に一度説明しておりますので、概要程度にとどめます。まず 1 ページ目になりますがこちら明確化設備の選定明確化の目的と網羅性を確保するためのプロセスといったところ記述が基本ロジックとして書いてございます。
0:01:48	2 ページ目のほうにですね、こちらし、こういった考え方で申請をいたしました、判断基準に曖昧な点があり、ありましたのでその見直しの考え方と今後の対応についてまとめてございます。その応答判断基準の見直し大きく二つありますが、特に L 重要なものとして使用表対象機器、
0:02:06	時その記載項目の考え方というのがございますが、こちら共通 08 の資料に考え方をまとめてございます。
0:02:15	それではですねと 3 月、こちらイトウ 3 月 5 日付共通 08、R1、使用表に関する補足説明資料を確保しよう票記載項目の整理、こちらに基づきまして許認可業務課のサトウのほうから説明をさせていただきます。
0:02:34	はい、許認可業務課の佐藤でございます。共通 08 の商標対象主要票記載項目の整理に関して御説明したいと思います。まず 1 ページ投資通し番号 3 ページ目の 2 ポツのところですねえと商標対象機器とする基本的な考え方を整理してござい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	まず、基本的には選定のほうでも説明してきた通りでございますけれども、少しをきちんとしたその考え方というところでのフローでですね明示できてない部分もありましたので、今回改めて、どういうものを商標に伝わるべきかというところの大きい方針というのをですね。
0:03:12	基本的な考え方というところで二つ丸で書いてございますけれども、記載しました。まずは貯蔵の重要度が高いものということでこれは書いてある通りでございます。まだ等を重要度が低い設備であってもですね、基本的にはその技術基準との関係で、
0:03:30	貯蔵保管廃棄といった公衆へのですね影響低減に直接寄与するものの、機能性の担保の確認に必要な廃棄施設等もこれも対象になりますと、まずおっきい考え方をこの二つを設定させていただいて、その具体的な
0:03:46	その機器に対するですね項目を今度整理しに係るときに、いきなり以降整理するというのではなくて、まずは施設全体をですね俯瞰した上でその網羅的にですね、その資料対象機器というのはどういうものがあるの
0:04:02	分離すべきだというところで、全体の整理ということを行いましたのがですね、添付書類のですねに、
0:04:11	通し番号 74 ページでございますけれども、添付 2 のですね、機種というところでですね機器のグループを分類してございます。こちらあの分類した機種はですねプラント個別のほうで注 1 機種A棟プラント共通ということで 35 キクチというまずはその分、
0:04:31	いう訳を行ってそれに対して補足説明資料の一定期待しませんが投資 4 ページがですね、7 ページ目ぐらいまでですけども、いわゆるその重要機器新田ました主要対象機器に対する機能性の要求で、
0:04:48	担保するその記載項目というものの関係性を整理した上で、商標の展開表という形ですね、実際その結果について、別途添付 2 の通し番号の 64 ページから 74 ページに整理をして明確化してございます。
0:05:05	ちょっと順番がちょっと逆になってしまいましたが、本来であればこの整理した結果だけではなくてその考え方をですねしっかりとこれまでも明示するということですね、当御指摘をされてきたと思っていますので、と添付書類 1 の方見の社内の設工認作成。
0:05:23	容量でございますけれども、こちらのほうに使用表記載項目に関する事項を投資の添付資料の 1 の
0:05:34	通し番号でいきますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	8 ページから 21 ページまで前回御説明したのですね所配管の名称のつけ方を記載項目に対する具体的な記載程度とか記載内容に関しては、22 ページから 41 ページ、今回の選定の部分において最も関連今今回整理したのですね。
0:05:57	一応主要行対象機器の設備の考え方に関しては、通しページ 42 ページから 63 ページに今整理したのですね考え方を含めてどういうものを機器がその商標対象になるんだというところの考え方を、その選定してグルーピングしたその
0:06:16	35 機種プロセスの 11 機種という形で整理をしてございます。当然この対象の選定に関しましては、この考え方に基づいて今後ですね代表に分けてですね 3 回に分けて説明するというので、事業者全体で整理を行うということは
0:06:33	前回の共通で-3-01 の今後の見通しでも御説明させていただいたと思えますけれども、この考え方についてですね、今後作業展開していくと、また今回この整理を行った中で、実際はあくまで共通的な基本パターンという形。いわゆる
0:06:53	基本的な考え方と基本的な考えパターンという事で項目を作成しておりますが、具体の作業としては、実際あの仕様表主要対象機器 1 個 1 個に実際の使用表を作るときにですね向き合う形で整理をする際のイメージとしては、別途添付 3 のほうに、
0:07:10	それぞれ 3 段表形式でございますけれども、1 個ずつその用紙記録 7 からですね、その当該機器がユーザーの担保すべき主要値というのは何であるかという所向き合ってますね、項目を最終的に決定していくということでございます。
0:07:27	本日は今後その共通 03-102 でとその確認結果をちょっと御説明させますが、まずは使用量記載対象機器の考え方と項目の整備に関しては別途説明としては以上でございます。
0:07:50	規制庁コサクですけれども、まず治療順番でちょっと申し上げ等、大体やっていることは理解をデッキ。
0:08:01	吸うレイヤーのこれまでの話を踏まえているのでいいんですけど。
0:08:07	これまでいったところでちょっと対応ができてないところで申し上げると、6 ページに閉じ込めの材料寸法という中に設計熱交換量とあるんですけど、これ括弧書きで容量って書いてある通り、これは材料寸法の項目ではなくて、
0:08:23	設計条件情報としての容量ですので、4 ページのほうに書いてください。
0:08:30	それはよろしいですか。
0:08:33	はい、承知しました。
0:08:36	その上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	8 ページ以降の添付 1 についてはいろいろと聞きたいことはあるんですけど、ちょっと今日はヒアリング時間もあるので、逐一ということは無理なのかなと思ってます。一方で、特に細かく聞きたいのは第 2 回以降の申請機器だったので、
0:08:59	その点についての扱いをまず確認したいんですけど。
0:09:02	7 ページの最後に書かれているところの第 2 回申請以降の機器はというところで面談においてと言われてるんですけど、これをどう進めるつもりかお聞かせください。
0:09:19	はい、日本原電マツオカです。今添付 1 で色も我々として考えたことで今コサクさんから聞きたいことといったところ、こちら第 1 回申請の設備選定のヒアリングの中で、
0:09:34	これ実機ある今日も一部ありますが、今後ですね 03-0304 といった個別の系統説明
0:09:43	けどいろんな目に系統図を用いて説明するのもあわせのその中でも含めてですね、第 1 回のヒアリングの中で説明したいと考えてますので、7 ページに今後個々の機器の仕様表と書いてございますのは、申請にあわせて使用表そのものを個別具体的にいつ作っていく段階が当然ございますので、
0:10:03	ちょっとそのことを書いてございます。以上です。
0:10:10	規制庁コサクです。今言われたのは、添付 3 で書かれている使用表の形というのは別途やらせて欲しいということで添付 1 は今回やらせて欲しいということと言われたと理解すればいいですか。
0:10:25	日本原電マツオカです。その通りです。
0:10:28	一応コサクですのでその意味では添付 3 のところの拡充というのも確認をしておかないと
0:10:38	その添付 1 とか、或いはその前とかで形式的に書かれたもので本当に漏れがないかっていうところはちょっと確認し切れないので、そちらの対応も送れないで対応していただきたいと思っております。一方でですね添付 1 も先ほど申し上げたようにちょっといろいろあってですね、今日では、
0:10:57	ちょっと対応しきれないのであれば、今日ざっと機器の抽出の観点でのポイントを申し上げますけど、言い切れないので改めてのヒアリングの設定を考えていただきたいと思っております。ちょっと内容。
0:11:15	お話してからのほうがいいと思うので、福津市幾つ箇所。
0:11:19	ポイントでお伝えしますが、一番気になっていたのは、前のヒアリングでもあと 2 弁の扱いとかですね。そういう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	メインでありつつも、どこまで入れるのっていったところがわかりにくいところなんです。
0:11:36	答弁に続いて、
0:11:40	低は 45 ページに書かれてるんですけど、この考え方で本当にやられてますか。
0:11:47	前回のヒアリングの資料だとこうなってなかったんですけど。
0:11:51	その点どうお考えになってますでしょうか。
0:11:59	はい。去年、日本原燃許認可業務課サトウです。入った前回のヒアリングの資料ではこの辺がしっかりと文字として起こせていなくて、社内のほうのガイドの部分も含めてですね何が対象かという所ベンドクドウに関してはしっかりかけていなかったというふうに認識をしています。
0:12:20	今回改めて、これまでの面談の部分ですとか、安全弁逃がし弁といった部分とかですね、その辺をですねしっかりと考え方を書き込んで、それで再確認というか最高再選定をする必要があるということでここ、
0:12:37	今回こういう形で明示させていただいているというところですよ。
0:12:44	規制庁コサクです。ご理解いただいてないようなので共通 03-01。
0:12:51	の 7 ページをお開きいただきたいんですけど。
0:12:58	今開けます。
0:13:06	はい。
0:13:08	起立開きましたはい
0:13:11	規制庁コサクですけども、ここですね、FsAというところから信号を発信して
0:13:21	経営にするってということなんですかね書いたかわかりませんが、系統隔離をするというところの操作をするという弁について、
0:13:30	これは
0:13:33	本従来本分になっていて、今後も本部にしますと言われてたような気がするんですけど。
0:13:41	先ほどの資料の 45 ページで、こう読めないような気がするんですが読めるんですか。
0:13:49	日本原燃許認可業務課サトウです。
0:13:54	今ポンプ出庫指摘を受けましてその文章を読んでもとですね、ある周その限定した安全保護回路の作動等へと重大事故の文化と核熱科学的といった部分がございます、今みたいなその安全上重要な施設の経営層のインターロックの部分のペイント。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:13	いる部分がちょっと余命読みきれないということを確認できましたので、内容ですねちょっと修正したいと思います。
0:14:23	規制庁コサクです。そういった潰し込みをして提示して欲しいということでお話ししているの、
0:14:30	これからですね系統図いろいろと見させていただくことになりますけどそういった指摘を我々が位置するというのは本末転倒なのでそういった議論を、原燃の中でやり、それで整ったものを我々実家見て、
0:14:45	ちゃんと拾ってますねという作業スケジュールにさせていただきたいのでよろしくお願いします。
0:14:53	日本原電マツオカです。はい。ご指摘の点だろう。はい。しっかり対応いたします。
0:15:02	規制庁コサクです。そういった点でこの今の記載ぶりを細かくもんでも本末転倒になってしまうので、ちゃんと整理をしてくださいと、それを上でしっかりと潰し込みをするような潰し込みというかですね、一つ一つの確認をしていって指摘をしていくと。
0:15:19	というような作業スケジュールにさせていただきたいので改めて提示時期をお知らせくださいということなんですけど、と言ってもらっているのがあるので大枠で懸念しているところで申し上げますと、47 ページのポンプについても特殊ポンプとか言われてますけど。
0:15:36	確かに
0:15:40	静的なものが多いので、
0:15:43	ポンプといってもですね、その点についてどう扱うのかっていうことなんですけど、配管形状のものをについて、
0:15:53	配管のままでいいのか、ポンプとしてあるんだよっていうのを示すのかといった所ポンプっていうのは何ツガネ配管としての登録なんだけどポンプの機能がありますと、
0:16:04	というようなことをどう扱うんだっていうこととかをもう少しわかるように説明いただきたいと。
0:16:10	ということと、その次の廃棄等もですねちょっと一つの説明の中でぶれがあって、主排気塔以外のものについてどう扱うんだっていうのがいまいちはっきりしないので整理をして改めてご説明いただきたいと。
0:16:26	思ってます。細かな系統図の中で一番気になったのは、49 ページ 50 ページにある計装関係なんですけど、これは
0:16:36	計装として
0:16:40	系統図色塗りされてもですね、また

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	ここの配管系とかの系統図色塗りとダブってしまうので、もう
0:16:51	漏れのない
0:16:53	練り込みをしてるかっていうチェックが非常に煩雑化するんですけど、その点です。一つの系統の中でも、この設定した。
0:17:04	その設備等、その設備に関係する隣接の設備と
0:17:09	いうことがまざって入っているはずで、その取り合いがちゃんと繋がっているかどうか。
0:17:15	ということで、係争も当然はい。
0:17:19	配管系に計装がついていて、計装設備に電気が行った電気信号が行くということなので、今のように、隣接の設備という意味では同じ趣旨で、そういったところの全体潰し込みの確認というのをふうのをどういうふうにできるように、
0:17:35	エビデンスをまとめておられるのかということをお説明いただけますか。
0:17:44	はい。今の計装系のところの部分の潰し込みに関しましては基本的にはその機能性の上の中で重要なものってのはやはり今コサクさんがおっしゃられたように、系統図という形で
0:18:00	今 03-1 とかっていう形ではですね不正マークみたいところでこの系統の配管中から、その検出タンをとってますというのは表現してございますけれども、係争はケース等で、そこから取った部分の別の系統図というのがありますので、
0:18:17	そちらを用いて、そこからどう伸びてどれを対象にしているんだというところの確認を潰し込みとして行っているというのが計装とか放管のちょっと確認の仕方になってございます。
0:18:33	規制庁コサクです。今のうち、すいません。そんな見ると 0301 の資料の、先ほど申し上げたPSAとかのところの話を言われている。
0:18:45	てことですか。
0:18:48	はい。それ以外にも実その水位の計装のところについてある部分に関しては、エビデンスの中でも、こういう不正風船近傍という形で我々ちょっと呼んでおりますけれども、そういった形で来中に例えばオリフィスがあればオリフィスはMarkとかあってですね。
0:19:08	あそこからとっていますというのが来 5 条ありますので、そこをですね。ええとさ、そこに番号があるところと、計装の図書紐づけてへと関連づけをしまして、その中でどこが対象になるのかという特定を行っているということでございます。
0:19:26	規制庁コサクです。今番号づけをしてって言われたんですけど 0301 の資料でPSAFSAについては番号付けがされていないので、そちらでちゃんと拾ってる

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のかっていうチェックができないということをどうひもづけされるのかっていう質問なんですけど。
0:19:43	その点どう御配慮いただけるのでしょうか。
0:19:48	日本原燃佐藤でございます。申し訳ありません今、今のその質問の趣旨をちょっとこちらのほうの回答でもちゃんととらえきれてなかったのもので、ここの色塗りは今kAプロセス系としてプール水冷却系といった部分で、
0:20:04	今の計測制御系を計測制御系単独でという形でその図書の色塗りとかをやっていましたので、今言った1枚の中でのその紐付けという部分をちょっとどうとるかということはどうですか、今のいろんな身だしなみセキュリティませんので、
0:20:20	ちょっとそこは今後どうするかということも含めて検討したいと思います。
0:20:26	規制庁コサクです。それはですね実は半年前とは言わないですけど何ヶ月も前に、その複数のシステムを跨ぐものがあるので、全部が拾えているということの説明ができるようにしてくれというふうに
0:20:40	伝えてあったことなので、対応よろしくお願ひしますって今計装系でお話ししましたけど、この0301の同じ図で言うんですけどね。プール水浄化系というところで損でいって、その部分はどうなってるんだ。
0:20:55	というようなことだとか、
0:20:58	安全冷却水系ってところの関連もありますので、そういうこの系統図の中で関連するっていったものがどういうふうな対応になっているのか、それが別の系統で拾われてますっていうチェックをしてますっていう表記もあると思うんですけど。
0:21:15	何らかわかるようにしてください。よろしくお願ひします。
0:21:20	日本原燃佐藤でございます。承知いたしました。
0:21:49	規制庁コサクです。あと見方を教えていただきたいんですけども、64ページの添付2なんですけど。
0:21:57	黒丸白マル赤丸、
0:22:01	があって、判例は一応ついてはいるんですけど。
0:22:05	実際についてる所みってコンバータしかも縦軸がですね検査項目でいろいろと分かれているもんですから、審査グループだけでは、端的には見きれないんですけど。
0:22:18	これはどういう趣旨の評定、
0:22:21	このマーカーをどういうふうにつけておられるのかをする。
0:22:25	骨子を簡単にでいいのでしょうかいただけないのでしょうか。
0:22:33	日本原燃許認可業務がサトウです。マーカーのつけ方はまだこのペースはですね発電炉さんのほうの当せ様式をモットーですねある程度かかりまして、や

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>はりその項目とその検査の関係でどの検査というところの関係性がわかるようにという</p>
0:22:53	<p>ところをですね、整備してございます。判明に書いてある通りで今整理にあたっては、やはり我々、我々が考えてるこう記載項目と施設特有の情報として書かなきゃいけない情報とかっていうのが出てくるはずですので、</p>
0:23:11	<p>その辺の識別がわかるように凡例での電力さんのみで書いてある項目なのか、我々の特有の項目なのかというのがですね、当識別できるようにその黒丸赤丸白丸といった形で今結構、項目ごとに検査との関連性がわかるように整理してございます。</p>
0:23:30	<p>先ほどの指摘あった一部要領とかの部分に関しても、その機能性能検査御説明は今後あるかと思えますけどもそことの関係というのがですね、都市の整備を今後必要かなというふうに思っていますので、説明としては以上です。</p>
0:23:48	<p>規制庁コサクです。</p>
0:23:50	<p>一番上のところで言うと、再処理廃棄物とMOXでなぜ容器のライニングについては扱いが違うんだっていうのがわからないんですけど、その辺りをとっていますか。</p>
0:24:16	<p>すいません少々お待ちください。</p>
0:24:31	<p>はい。日本原燃佐藤でございます。今確認いたしましてやはり記載項目としても、そのMOX等ですね最高使用温度最高使用圧力とか、その部分が違うものの構造的に再処理の場合は聞き見てもらってとですね燃料貯蔵プールですとか、ピット後は</p>
0:24:51	<p>ついてるものが違いますので、若干その項目は違ってくる部分あるんですが、ちょっと一部その最高使用温度とか圧力とか、ちょっと整合がとれてないところがありますので、この辺も先ほどの潰し込みではないんですけども、ちょっとそう。その施設で一つ確認したいと思えます。</p>
0:25:10	<p>規制庁コサクです。その点はですね、施設ごとにまとめているからおかしくなるんであって、トータルとして累計をして、どういう種類のものはこういうものが必要だということを整理をしていくっていう概念がまだ十分浸透してないんだろうなど。</p>
0:25:26	<p>思ってまして、それが曰3ページのところで、施設こういう11機種共通35機種と言いつつも、その趣旨でちゃんと整理ができていないということだと思えますので、</p>
0:25:44	<p>その点ブラッシュアップをして我々が見て確認ができる状態にしていただければと思えますので、そういった作業スケジュールとといったことをご連絡いただければと思えます。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:58	日本原燃佐藤でございます。承知いたしました。
0:26:10	規制庁コサクです。稲本さんとか、ナカガワさんとか何かありますか。
0:26:19	規制庁ナカガワです。
0:26:21	資料の共通の 08 のほうについてコメント等があるんですけど、それで、
0:26:36	ページで言うと 4 ページの辺りからですね、
0:26:40	ちょっと大枠のいろいろ考え方が書いていて、ちょっとあんまり、
0:26:45	今まで説明も受けてるんですけど、ちょっと改めて見て、よくわからないところがですね、この
0:26:51	設計条件情報っていう物資を情報という違いがですね、
0:26:57	概念が違うっていうのは書いてはいるんですけど、ちょっとそれを具体的に しきその以降の表を見るとですね、何となく
0:27:05	ちゃんとした区分けになってるのかどうかは幾つかちょっと疑問なところがあり まして例えば、
0:27:13	4 通しの 4 頁理由等を
0:27:19	はい。
0:27:20	設計条件情報という中で
0:27:23	地震臨界防止火災という後に何か材料構造っていう言い方がよくわからなく て、
0:27:30	これらの材料とかっていうのは一方で
0:27:34	シヨウ情報というところでまた別に分類されてしまうんですけどこれは、
0:27:39	単なるその共同評価という言い方の違いなのかなんですけど。
0:27:45	そういうのとかですねそれから、
0:27:48	葛藤映像 7 ページのほうで、計装設備というのがあるんですけど。
0:27:59	はい。
0:28:00	この中で計測範囲っていうのは何となくわかるんですけど。
0:28:05	インターロック回路の設定値とか警報動作範囲はこうこうこういうものがその趣 旨を情報なのか
0:28:15	さっき言った
0:28:20	設計条件情報なのか。
0:28:23	何かそこは結構個人によっていろいろと見方なりが違ってるとかなと思ってま してこれまでの資料もですね、結構これ入れか入って、その何かその都度その 都度ちょっと細かいところで変わっているようなところがあって、
0:28:40	今回こっこういう分類でほんとにいいのかどうかはわかりにくいのであ れば今後

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	個別の確認をする中ですでにお互い共通認識を持ってですね足りない部分とか、足りてる部分が網羅的に抽出されてるかどうか、そういうところのずれが生じないように、もう少し
0:29:03	正確性を期すようなReviewで掲示していただくのか、或いはもう少しその設計条件情報なり使用情報という定義をもう少し明確にさせていただくのがちょっとそこら辺のことが必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:29:26	日本原燃許認可業務課佐藤でございます。今ほどのナカガワさんのコメントの趣旨は入ったの。理解いたしましたので、もう少しやはり
0:29:38	この区分けしたものの情報が何であるのかというところと後は今一般的に主要情報のところに各設備の部分でまとめてこう計装とか放管とやはりその書いてしまっている部分もあって、若干ちょっと混乱をさせている部分もございますので、
0:29:56	先ほどのリストまとまん展開表と同じようにですねと項目の考え方をしっかりと下の共通認識がとれるように整理をするとともにちょっと中身のブラッシュアップっていうのもですね、しっかりとやりたいと思っております。以上です。
0:30:13	資料の中で、よろしく願います。
0:30:17	規制庁コサクです。その点だとですね、設計条件情報等を使用情報で縦軸でこれ条文ごとに漏れがないようにと並べられているんだと理解してたんですけど、両方見比べても漏れがあるので、
0:30:32	もし必要がないものがあったとしても項目としては全部あげて、これはこういう観点からいらぬというようなことで整理を確実にしていただいたほうがいいかなと思いますのでよろしく願います。
0:30:44	日本原燃許認可業務課サトウです。承知いたしました。
0:30:52	規制庁イノマタです私は基本的に細かいところでちょっと恐縮なんですけども、先ほど通しの4ページ。
0:31:01	2aトガシ設計条件、情報の中で、例えば火災であったり、閉じ込めだったりとかっていうのが養生を書きましようということで書いてあるんですけども、ここのその容量という
0:31:16	一言でくくってもですね、実際その堆積滝が要領であったりとか、
0:31:21	あとポンプであれば、能力的な容量をやるっていう、いろんな使い方がされている言葉になったので、この件は今後整理していく中で作業される方が混乱しないように気をつけるようにしていただければと。
0:31:38	というふうに思っております。以上です。
0:31:43	日本原燃許認可業務課佐藤でございます。イノマタさんの方の御指摘も踏まえてですね、もう少し詳細化をしたいと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:29	規制庁の田尻です。今ので、概ね共通 08 終わったかと思うんですけど、共通 03 に関してなんですけど、これというのは個別に説明しようと思ってるのは今 08 の関連で説明一通り終わったと思っていいかだけちょっと確認したいんですが、
0:32:45	日本原電マツオカです。今タジリがありましたと 03 の先ほどから参照してございます 03-01、こちらは 2 月 26 日のリバイス版になりますので、今ので説明項目も説明不要だと考えてます。
0:33:02	一方 03-02 というものにつきましては、いただいたいまのKL使用表に関するまた不十分な点いろいろと見直すところはこれからあるのですが、現段階でプール水冷却し、
0:33:18	冷却水系別個のお伝えと代表事例にですね、ちょっとといったいろんなデリケート準備したところがございます、今日説明するしようと思ってございました。
0:33:32	はい。
0:33:33	規制庁コサクですけど、その点だと、先ほど 0301 で言った通りなんですけどそこでの対応をゼロにやっていたかかないとですね、見ても何のことだかわからないということがあって、0301-7 ページの図等を
0:33:51	020302 の 16 ページの図が一緒じゃないので
0:33:58	なんで一緒じゃないんだ。
0:34:00	色塗りの仕方も違うし、っていうことなんですけど。
0:34:04	これはどうなってるんですか。
0:34:12	日本原燃田中です。
0:34:15	0301 と 0302 のこのプール水冷却系統の色の違いにつきましては、0301 につきまして名称のつけ方というもののルールを御説明する際にわかりやすいプレスするためにプール水のプールと、
0:34:30	ポンプへの熱交換機を使ってぐるっと一周回るような形で御説明したしたいというのが、当資料のイトウになっておりまして、一方、0302 のほうは、それをその名前をつけるルールを受けて、
0:34:47	プール水冷却系統の主配管についてですね、網羅的に色塗りをしてますということで、0302 のほうの赤の系統につきましては、主配管のすべてを示しているようなものになっておりますので、さらに後ろのほうに使用表、すみません。
0:35:04	当設備リストですねをつけてますのがこの黄色でさらに赤の上塗りしてるような
0:35:11	ところを示しているようなものが 0302 の系統図になっております。
0:35:21	規制庁コサクです。
0:35:24	一応趣旨はそういうことだとは思いつつ、非常に見にくくなってるんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:30	一応 0302 の資料では名称を区分が分かれるところでなんて言えばいいですかね。
0:35:41	班員を示すような少し括弧書きみたいなものがつけられているので、ここで変わるんだなってそれで間が丸の番号が振られているんだなということでは一応 0301 のいろんなリートの関係ってというのは、
0:35:59	見えるは
0:36:01	見えるんですけど。
0:36:03	と言ってもう 0301 で話のあったバイパスバイパスというか、A系とB系をつなぐ部分についての扱ってというのが 0301 ではそれを一つの色としてつけられていたものが、
0:36:18	0302 ではその辺の部分でしか示されていないところですね。
0:36:22	その取り扱いの違いが何で出てくるのか、全体としてどう見ていけば、その辺りあたりは見れるのかっていうのがわからないんですけど、その点はどうなってますか。
0:36:40	はい。
0:36:42	確かに 0302 の色塗りのところはですね、A系のポンプの周りを集中的に色塗りをしてしまいましたので、A系とB系の取り合いとかですねそういうところについてはちょっと
0:36:56	わかりやすい資料になっていなかったということでご指摘踏まえてちょっと見直したいというふうに考えます。
0:37:06	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。先ほど設備と設備の取り合いとかもちゃんとどこでどう整理をしているかというのがわかるようにしてくれと言いましたけど、追加で今のようにA系B系との絡みDPC系ですね、いうところも含めて別の系統図でやるというんであれば、
0:37:24	別の系統図なり別のシートでやるということであればそれもわかるようにということで、全体として網羅的になってるかどうかっていうのがわかるようにしてください。
0:37:35	まず、そういった整理をしてこういうふうにまとめますよっていうのは改めて出していただかないとちょっとこちらとしては確認できないかなと思ってます。以上です。
0:37:44	日本原燃の田中です。承知いたしました。
0:37:51	日本原燃松岡です。ただいまのやりとり踏まえまして本日 03-00 にご準備しておりましたが、隻後程まとめますが添付 1-書き下しであるとかああ等、まず今しがたのやりとりもそうですが、ちょっと 03-02。
0:38:09	2Hは見直しを行った上で改めて 030 には説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:15	以上です。
0:38:18	規制庁田尻ですということで、次は検査絡みの3点ぐらいあるかと思うんですけどそちらの説明に移っていただければと思います。
0:38:32	日本原燃者でございます。教徒11項の検査の絡みの前提になるという意味で、教頭06の
0:38:42	r案で2月26日に提出をさせていただいてる設計を設計方針仕様表添付書類で記載すべき事項の整理という資料について御説明をさせていただきたいと思っております。
0:38:59	こちらにつきましては、前回2月の
0:39:06	5日だったと思っておりますが、ヒアリングを変えさせていただいてございまして、それ以降のその後映像時々指摘ご指摘踏まえまして、見直しをしたものになります。低資料の説明に入る前に大変恐縮でございます文章が途中で切れてるところがございまして説明
0:39:26	タナカで補わさせていただきますが、4ページ目の右側の記載すべき箇所を整理大変恐縮でございますが、の文書が途中で切れてございまして、言葉で補わさせていただいた上で、資料については速やかに記載したものを提出させていただきます。と思っております。
0:39:48	前回Revゼロで御説明して大きく3点、整理をし直しましたということでございます。
0:39:59	1点目としましては、前回
0:40:04	3ページに書いてあります3ポツの基本設計方針仕様表各説明書に記載すべき事項の中の基本設計方針で何を書くかというところに数字に特化したもので基本設計方針にある可能な限り数字的なものは入れないということを前提に、
0:40:21	説明をさせていただきましたが、この3ページの一番下のポツの矢羽根の1個目で、当該設備で担保すべき機能性能に関する基本的な要求事項を記載するというので、
0:40:36	発電度への実績というのも見させて見てみた結果として、やはりある種安全設計の前提条件になるような数字については、基本設計方針で記載をして、やっぱり全体の基本的な担保事項であると。
0:40:55	いうことを明確にする必要があるということを考えました。というのが1点、そういう意味で個別具体的なものとしましては全開基本設計方針から外すとしていた竜巻等のいわゆる設計の条件になる風速ですとか、
0:41:10	あとは飛来物の条件といったものの数字。あとそれ以外の荷重の前提になるような条件、こういったものは基本設計方針の中で、いわゆる基本的な要求事

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	項を記載をするという範囲の中で記載をしていくということで整理をしましたということでございます。
0:41:29	2点目としては、4ページの真ん中上側の表でございますが、こちら先ほど文書途中で聞いていく申し上げません。全部がいろんなところに記載を展開するというのでいくつか項目を第7回聞いたんですが、今回整理をした結果として、先ほどのように、
0:41:46	前提条件になるような担保事項ってのはやはり基本設計方針に書くべきという整理をした結果として、ごみは基本設計方針に書いてある数字的なもので期生基本設計方針から外すものだけを整理をして書かさせていただきましたということでございます。
0:42:05	文書が消えてしまって恐縮でございますというのが地震による損傷の防止の100mSvを緊対の居住性に係るものがございますが、こちらについては、地震の基本方針として書くというよりは、最終的な居住性の評価に関係するものになりますので、
0:42:24	居住性の説明書添付書類側でいわゆる判断基準最終的な換気性能と相まってというのも含めて全体の方針、
0:42:34	説明書の中の記載として整理をさせていただくということで整理をさせていただきました。
0:42:41	3点目でございますが4ページの下側以降に展開を1回目以降に出てくる、いわゆる数字的基本設計方針に事業変更許可申請書が展開されるを与え的なものに対して、
0:42:57	しき基本設計方針に書くべきか、時収用に起こすべきものなのか、それとも添付書類なのかという整理を再度させていただきました。特に一つ目としては、4ページの基本設計方針の
0:43:13	一つ目のレ点記載事項の例ということで書いてございますが先ほどの、いわゆる自然現象等の設計条件の前提条件というのと同じでございますけれども、いわゆる生産能力に係るもの、これは各社安全設計の前提となるいわゆる
0:43:29	ベースとなる基本設計であるということを考えますと、基本設計方針のほうに記載をする思い当たるというふうに整理をしてございます。
0:43:38	で、二つ目の矢羽も同じような考え方で列島基本設計方針側の整理ということ。
0:43:45	あと前回から大きく超えてますのが使用表の項目の、いわゆる卑屈廃棄物の処理能力に関する事項、こちらは前回、安全に係るかどうかという線引きをしてございましたが、添付の最後の添付のほうにも書かせていただきましたこちらも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	昨年度の実績を見まして、
0:44:07	とても安全規制の上下関係で集票対象かどうかというのを決めているような感覚ではないということか。確認しましたので、処理能力に関する事項は使用表対象ということで、
0:44:24	記載を整理をさせていただきマイル容量として発電炉の上を書いていくということでございます。
0:44:30	もう一つは各
0:44:33	保管廃棄能力前回集票対象ということではなくと言ってましたがやはりいわゆる
0:44:39	廃棄物をどれだけ受けるかという設計の条件になりますので、要求事項に参りますので、仕様表対象ということで整理をさせていただいたということでございます。
0:44:51	以上前回ご説明をし、御指摘を受けた点について各電力の実績も踏まえて見直しをした内容の御説明でございました。
0:45:10	規制庁コサクですとか、確認ですけど、地震のところは、基本方針の別の場所と言われたのか、添付書類に変わったのかっていうのがいまいち、ちょっと
0:45:24	また違って理解したかもしれないんで、どちらですか。
0:45:28	すいません日本ギリシャでございます添付書類側というつもりで発言しておりました。
0:45:34	規制庁コサクです。それは若干理解できないところって、
0:45:39	許可整合の関係から基本方針には入らないですか。
0:45:47	日本原燃者でございます。ご指摘の点としては確かにあの地震のところで、緊急時対策所の居住性を確保するためにということで、基準地震との関係で、換気性能と相まって要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とするというのは、
0:46:05	確かに許可の中で書いてございます。ここについては、居住性を確保する設計とするということを前提に、その居住性の判断基準何かっていうのは、添付書類が店舗展開するということでも、
0:46:19	支障はないんじゃないかという考えで整理をさせていただきました。もう一つは、
0:46:26	地震の中で書かれているのが若干個人的にはちょっと違和感があつてですねこれとの関係でどう整理しようかという何らかの実際のところでございます、
0:46:35	結果として、地震のつなぎで書くというよりは居住性の中で整理をしていくのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:43	いいんではないかということで、添付書類の居住性があるということで説明をさせていただきます。
0:46:50	一応コサクです。居住性側ということ自体は理解できるんですけど。
0:46:55	基本設計方針が居住性を確保という言葉だけだとどの程度ということがわからないので、不十分です。許可生後もありますので、何らかの場所を書いてください。判断基準何でもかんでも細かな数字を書くということではないのは確かにそうなんですけど。
0:47:15	一方で、これは明らかに
0:47:19	大枠として固めるメルクマールとしてのものなので、そういうものは、基本方針ということだと思ってますんで同じようにですね、5ページの添付書類でと言っているところの評価条件なり評価式とかなんですけど。
0:47:35	これも物によってはですね基本設計方針の中で骨格で示していて、具体的には設計建設規格とかですね時役ですとか、そういったものを呼び込んでいるのは、まさにその評価方法評価条件
0:47:53	判断基準といったものを企画で読み込むことで明確にしているということなので、必ずしも添付でいいというわけではなくて、骨格を示すと。
0:48:06	骨格を示す中で先ほど言ったような何らかの表現の中でおさまるものであれば、
0:48:13	あとは添付書類ということなので、
0:48:17	この部分は添付書類で書いてあるものの骨格として基本設計方針で表現されるかどうかといったところのチェックをしていただいて悩むところがあればご相談いただければと思います。
0:48:32	日本原燃西原でございます。ご指摘の点、理解しましてすいません私の方が十分でなくて評価式当マルマエというよりは、特に広告企業どころがいろんな設計の考え方で十分説明できる範囲が具体の評価式まで入っていたところを特別視していただければですね、溢水高も含めていろんなところに、
0:48:52	評価の考え方ですとか式ですとか入ってますがこれもいわゆる設計の担保事項として必要なことですのでこれは基本設計方針があればそのまま書こうと思っ てますよねそういうのがわかるような、ちゃんと整理をした上で判断に悩むところがあればまた御相談させていただきたいと思います。
0:49:14	規制庁中です。ちょっとコメント等も重ねられるのかもしれないんですけど。
0:49:21	前回の同じようなこの資料に関する日本の中で、
0:49:27	ある程度
0:49:29	検知としてその項目としてですね、こう分離がしてるんですけど、あとは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:34	記載の程度をどれぐらいかければ十分かどうかで、ここだけこう悩ましいところかと思っていて、そういう意味でそこら辺はいろいろ実用炉の例がですね、参考になるのではないかという、そういう話を前回したような気がしていて、
0:49:52	ちょっとそこは何かぜ、全部がすぐに整理できるということではないんですけど、ある程度こうなんか悩みどころとかですかね少し議論になりそうなところというのはですね。
0:50:06	以上にもしかしたらその先行炉との比較表という形でこれは出てくるのかもしれないんですけど、少し
0:50:14	そういうイメージがわかるようなところがですね、いつぐらいにその提示されて、その中の議論できるのか等普及というところで言うとうどうなんですかその悩みどころ適宜相談していくという話なのか一方で
0:50:30	先行炉との比較表というのをこうつくっているようにも聞いているんですけど、その中である程度確認できるということなんでしょうか。
0:50:44	ゆえで者でございます。こちらにつきましては、資料、先ほどももう少し見解を整理した上で、悩むところがあればということもありましたので、この資料のリバイス版として、いわゆる基本設計方針の発電炉との比較。
0:51:04	で、一定程度の
0:51:07	単位で整理企画をしてですね、確認した結果というのも含めてお出しをしたいと思えますこちらで確認した限りではやはり前回御指摘あった通り、事業許可の中でやはり炉のほうを見ながら、ある程度担保事項として示すべき事項は基本設計方針の中で整理をしたということか。
0:51:27	ありましたということも含めて書いてあることについては、同等のものがそれぞれのパーツで書いてあるということでそれを我々外しにいくといったので、それはやっぱ違うということで再度見た結果としては同等のものが書いてあることを確認できましたので、そういった意味で、
0:51:45	それぞれのパートで一度比較をしたものをこの資料の中につけさせていただきます。その上で、また、その中でご相談させていただきたい事項があればそれも追記した上で資料のリバースとしてお出しをするということでやらせていただきたいと思えます。
0:52:01	資料中です。了解しました。
0:52:09	規制庁田尻です。共通 06 関係で他に何かコメントある方おられますか。
0:52:20	ないようであれば検査絡みの 1129 辺りについて説明いただければと思います。
0:52:30	はい。日本原燃の工藤です。まず／ええええ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:38	3月26日に提出します共通XIER-0ですね、3月5日に気を停止します基本ロジックの通しNo.のP2番と3ページ、ページ2ページと3ページ。
0:52:53	の説明をさせていただきます基本ロジックのほうは実はさきの審査会合資料のほうで概要を説明の方をしますんで、当をして、補足説明資料の
0:53:10	ところを中心に説明させていただきたいと思います。通しNo.の3ページ、bのところなんですけど、まず先ほど説明します共通の08と共通の06のほうで、
0:53:26	基本方針に設計の基本設計方針と使用表を添付書類の大きさ内容のほう明確にしていきますんでそれに従いまして、検査、性能検査項目を整理していくというものです。
0:53:44	2ページのほうに先ほど共通の08のほうのを整理表の中で、記載されてるものを、のうち、機能性として確認が必要な項目っていうところをちょっとピックアップさせていただいています。
0:54:00	こちらのほうは主要な記載項目として材料とか寸法で確認するようなものは省いております、機能性能として確認が必要なものということを出しています。
0:54:12	下の注記のほうに移送案の1号検査、にあたるものはこの表から除いてるとい注記をしています。
0:54:21	あとする通しNo.の5ページのほうで、機能性能の基本的な考え方っていうことで、これからですね後を3ページの5ポツの核燃料物質を用いた試験についてというところは、東欧先ほど審査会合のほうでも説明の方をしたんですけど。
0:54:40	通しナンバーの6ページのほうにですね先ほどの結論としまして、もう複数ルート最初において核燃料物質を用いるものは、ガラス溶融炉の試験というふうにまとめさせていただいております。先ほど気体液体の放出放射エネルギーについては詳しく該当しないということで、
0:55:00	人がこれも該当するというような整備以外が必要ではないかということでの最高のほうをいたします。あとですね、そこを何か当社の場合、7ページ、8ページ、9ページ10ページに、
0:55:15	公営はですね策先ほど示しました考え方をフロー化してまして、最終的に5ページ等を7ページは再処理の上段からの整理のフローになってまして結論として、先ほど
0:55:35	通しNo.9ページですね、当社バナナと9が再処理のフローになってまして通しNo.の6と。
0:55:43	違う6と
0:55:47	9ですね、がもう薬の検層の抽出のフローとなっておりますって説明のほうは以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:11	規制庁コサクですけど先ほど大枠で質問させていただいたところの 6 ページでガラス溶融炉棟放射エネルギーと二つに絞った理由というところの 5 ページの辺りのところを説明いただきたいんですけど。
0:56:31	ドイツ語ページで見ても、対して書いていなくてよくわからないので、
0:56:37	説明した上で、資料
0:56:40	もっと具体的にちゃんと書いていただきたいところなんですけど、どんな感じでしょうか。
0:56:52	はい。日本原燃の工藤です。まず 5 ページのほうをなんですけど、まず性能機能検査の基本的な考え方というところで、これらの二つ目のポツのところはまずありまして、機能性能検査としましては、
0:57:09	機器単体の検査統計とシステムを確認する検査っていうのは確認としてありますと、いうところですので、機器単体につきましては、現在、ですね、一番タジリ例えばの本部の容量としてさせる羊蹄につきましては、
0:57:29	建設組み立て段階と同様の検査ができないという状況を、こういうのもありまして大体検査工場検査記録を用いたものを単体としては使っていくとか、そういう整理をしていきまして、あと、基本的に工事完了団体でシステム、基本基本設計方針Ⅱ期
0:57:49	記載した機能性能を満足する検査を抽出していくっていう作業を行いました。この作業を行った上で、次に 5 ポツのほうで、核燃料物質を用いた試験が必要かどうかということを考えてまして、
0:58:06	その際に、拡大の物を用いて確認するものと代替物質を水やも良いいい廃棄、模擬信号を入力により機能性能が確認できるものをまず整理しています。
0:58:22	その上で、次の 56 ページに繋がっていくんですけど、そういう意味で、これをですね通しナンバーの 7 ページのところ、まず許可から設工認に使用表対象に期待するもの。
0:58:42	こういうものを整理されていたということで、それについて、まず技術上を傷つけ基準の要求の機能が設置機能及び性能にきくぱり仕様値なのか。
0:58:55	こういうものと、はい固体廃棄物の処理能力みたいなものが技術的に動き出して事業許可で要求されてる数値でこういうものが、まず節項にシヨウ対象をとって注意されると。
0:59:11	次に通しの 9 ページのほうに飛ぶんですけど、そこで設工認使用範囲に書かれたものについては単体機器単体の機能性を明確にするもの、これ製作段階で本来であれば確認するもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:28	これとオーケーとシステムの機能性能を確認するものは完成段階で確認するもので負けました歴史単体につきましては、現状となって記録確認委員でしかできないもの代替検査できないんで全然でなければできないものということで、
0:59:47	駆探でのポンプの容量と必要圧力羊蹄これは記録代替検査技術検査としては安全蒸気ボイラの容量とかは大気放出弁のほうを開放して確認することができますんで、まだ実践砂ができるよ。
1:00:04	ただし、これは単体については、どちらも核燃料物質お持ちのような試験はないという整理です。システムについても同じように、これは技術上の基準の要求に対してどのような検査が必要かという整理を行った上で、
1:00:21	それが実質点数は、記録確認検査代替検査のかっていうような分類を行いました。
1:00:28	実検査を行われるものっていうのが下の方が現場の下の例示で書いてるんですけど、そのうち核燃料物質なイトウを用いて試験が必要なものっていうものは、A系統計で下の例で核燃料物質を使う必要があるっていうことで、唐津溶解炉
1:00:47	系統試験をするときは核燃料物質が必要になると名核燃料物質を侵害の検査は必要ないということで、例えばのシステム要求で警報装置連動装置。
1:01:03	あとは提言系こういったものについては、核燃料物質が必要ないという整理です。
1:01:12	ただ右上の記録確認検査の運用の中で系統ということで、核原料物質、があるところの整理として先ほど言いました地対液体の廃棄物の放出放射エネルギーについては、
1:01:30	これは系統の確認としてRRという整理をしています。
1:01:35	あと下のほうに考え燃料部ちゃんと全部持ち出し検査が必要ないということで、農家の換気設備とか答え廃棄設備の廃棄施設については、これは模擬の廃棄物と核は現状運転する系統の測定とかですね。
1:01:54	そういう形で検査ができますんでこれは核燃料物質を用いた検査に該当しないというような整理をいたしています。
1:02:02	先ほど右上の記録確認大体利益検査の中で、期待いい液体の放出放射エネルギーについては、これは判断としては当社の判断としては、これは核燃料物質にを持ち出してに該当しないっていうふうな
1:02:21	ような整理をしてしましたが、先ほどのコメントあった通りこれはどちらかということ、試験に該当するんじゃないかと整理になるっていうことを改めて認識しました。説明は以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	規制庁コサクです。まずですね、ちょっと事実検査代替検査とかが出てきたので
1:02:47	共通 12 のほうの資料で
1:02:55	記録確認など事実検査なのか大体なのかと言ったところのフローをつくられて機能性の検査についてもまとめられているんですけど。
1:03:05	その考えと、今御説明にあったのが
1:03:09	整合してるのかどうかというところの説明をしていただきたいんですけども、となってますか。
1:03:24	はい。日本原燃の工藤です。ここをのを考えかたなんですけど、資料の共通の 12 ページの通しNo.は、
1:03:41	通しNo.36 ページのところ、この機能性の検査の考え方のフローがありますこれは 36 と 37 ページですね、
1:03:57	一応整理のときは、
1:04:05	我々ここで機能性能検査に関してそれぞれ使用前検査知見済みかとか、記録は有効とかそういう意味で、ここでそのあとのフォローとして実検査、記録確認検査代替検査。
1:04:22	いうことで整理をするということにしました。ただ当時作成当時は例えば機器単体のポンプの要領とか土地させる予定。
1:04:38	これが実検査できないとか、その整理は 10 分行われてませんで、この中期所で検査対象検査物量大筋設備状況等を踏まえて、必要な場合は再検討させていただきたいという形で、
1:04:54	まだの検討事項として課題がありますという形で時何共通 12 のほうは報告させていただいてます。そういう意味で、若干だいたい検査サーバーというものはどういうものがあるというところの説明は共通 12 のほうでは足りてないっていうのが、
1:05:13	実情でした。以上です。
1:05:18	規制庁コサクですけど
1:05:20	片手落ちの説明をそういう形ですいません。
1:05:26	部分的な説明で整合していない資料で持ってこられても困るので、考え方を改めたんだったらそう改めて良いいのかどうかということも含めて話をしてもらわなきゃいけないので、改めて整理をして説明してください。
1:05:44	その上でですね、
1:05:50	さらに、
1:05:52	確認しておかなきゃまず具体的には
1:05:57	11 のほうの資料の 9 ページの左側の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:03	分かれる実検査と大体記録確認代替検査等分かれるところは、今のところで整理をしてんねどういうふうにと考えるとこう分かれるのか、それが妥当なのかどうかという説明をするってということですし、真ん中のところ、
1:06:21	それから下に行くのと、右に行くのというのも同じです。
1:06:26	その上で
1:06:31	一番右のところは、
1:06:36	上の段は先ほどの話になるのでそこでまた枝分かれをしてっていう形に書き換えられるかと。
1:06:45	思いますので。上と下が何で分かれるのかと。
1:06:52	ピットと航路なんですけど、そっかそもそも、
1:06:59	上の 24 条のところは、
1:07:02	ここではなくて実検査を伴うんだけど、部分的に記録確認ということなので、真ん中の欄の中で、その部分を表現されるというふうを考えればいいですかね、まず総務点。
1:07:19	させてください。
1:07:24	日本原燃のフジヤでございます。まず、
1:07:28	資料 10 に共通 12 のほうの
1:07:32	フローというところと、今回整理したフローんところのまず入りのところの考え方がですね従前はまず、
1:07:40	検査があったのかないのかっていったところからの整理ですけども今回は、機能性能というところの主要表からですねきちんと展開してってどうあるべきかってところ落とし込んできたと。その上で資料 12 のほうのですね。
1:07:56	検査のところのフローを少しちゃんと取り込んでですね、明確にしていきたいと思います。それで、最後にございました 24 条の関係のところについては、先ほどの議論でも、ここは実検査に伴う付随という形になってきますので、
1:08:14	ねの扱いを明確にしてですね修正していきたいと思います。
1:08:19	以上です。
1:08:21	規制庁コサクです。私の理解で間違いがないということだと思いますので、整理を進めていただいて、そうすると、右の欄でいうと、下にある十条 24 条のその他の助成云々と。
1:08:37	いったところ、換気というものについては、
1:08:42	基本あれですね記録確認大体なので、直接の核燃料物質を使うものではありませんっていう枠だっということですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:55	すいません、日本原燃のクドウですけれども、すいません書き方は申し訳ないんですけど、この系統、一番右の例示はですね、核燃料物質を用いた試験の必要がないものを例示の一つになってます。すいません。
1:09:10	上のほうの記録確認検査代替検査のページではない。
1:09:15	ていうことです。すいません。そこはわかりました。はい。
1:09:19	右から2番目の必要がないものという資格の説明にシステム系統、系統と三つあるってことですね。
1:09:28	そういうことでさ。わかりました。
1:09:31	はい。
1:09:35	だとすると、必要がないものと言いながら物質ありって言われているのでそこが何のこっちゃっていうのの説明が必要なんですけど、そこはどこに書かれますか。
1:09:57	日本原燃のクドウですけれども、これ通し番号の6ページの、すみません下から2番目のなお書きなんですけど。
1:10:07	その中で、説明のほうしております、ここで知見としては核燃料物用いるなく可能であるんですけど、今現状、種運転状態で維持管理になるのがある活動の中で、
1:10:26	この系統には核燃料物質が入ってるっていう意味で、核燃料物質の取扱悪いっていうことを書かせていただいています。ただこれは維持管理の活動の中で検査性能ができますんで。
1:10:40	検層も気づきとして扱う問題はないというような整理をさせていただきます。
1:10:53	規制庁コサクです。
1:10:56	手続きとして試験使用承認が必要ないとかっていう意味ではすでにつくその状態で使っている、まあある意味、使用前検査として、
1:11:09	の状態として使ってフェーズになってるということなので、新たな手続きが不要ではあるんですけど。
1:11:19	そういうものだというふうに言っていたらいいかなと思う言いますと、
1:11:27	少なくとも検査はするんですよ前も
1:11:31	共通12のほうの資料で前の議論では、そういうものも維持管理でいや。
1:11:40	その性能を確認しているタイミングをとらえて使用前事業者検査をやるということで話があったと思うんで検査をやるっていうことだと思ってるんですけど、実検査をやるっていうことだと思ってるんですけど、それが
1:11:54	試験しようとは別にこれまで通り、やっていくということでもいいですよっていう世界かなと思ってたんですけど、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:06	はい。日本原燃の工藤です。お考えでは結構です。
1:12:14	規制庁コサクです。わかりました。ではそういう表現で求めていただければと思います。
1:12:19	その上で
1:12:23	核燃料物質等を用いた試験の必要がないものの枠のシステムと系統のところについて、核燃料物質なしっていうことでまとめられているところをなしでいい理由をです、
1:12:39	ある程度大枠でもいいので、説明を追加をいただきたいと思ってまして、安全蒸気ボイラとかは自明なような感じはするので、そういったこう、こういうものはないところでの性能確認ができますというふうに
1:12:55	大枠として言っていたければよくて、
1:12:57	それ以外の臨界とかです、経営層とか、
1:13:03	その辺りは更正をすればいいのでそのものを使ってるものではありませんということだったのはわかってはいるんですけど、そういった実際の検査の内容等の関係をちゃんと書き下して説明をいただきたいと思ってます。よろしくお願いします。
1:13:22	はい、日本原燃の工藤です。了解いたしました。
1:13:42	規制庁コサクですとですねあともう1点、最初のほうからお話したことなんですけど。
1:13:50	5 ページの一番下の部分のところと、図で言うと7 ページの一番上の部分ということで再処理工程の処理能力ってというのが、安全に関わるものじゃないので単純に外しているんですけど。
1:14:07	先ほどの資料でもあったように基本設計方針ではあるので、基本設計方針通りかといった確認は使用前事業者検査としても必要ということなんですけど、このあたりをどういうふうに基本製基本設計方針のところを拾って潮間事業者検査をやるつもりかって言うのも説明をお願いします。
1:14:28	日本原燃藤田でございます。先ほど 06 の資料のところでの指摘事項のところにも関連してくる部分がありますけれども、ここは一応我々としては1号検査で事が足りるかどうかというふうには思ってた部分ですけれども、指摘踏まえて、この検査の内容についてお考えたいと思います。
1:14:53	規制庁コサクです考え直すということなので、
1:14:57	それを踏まえてではあるんですけど。
1:15:01	どうしましょう各課の15日の会合で話をされるんだったら、今何らか方向性お話をいただいたほうがいいかなと思うんですけども、再建のフジヤです。ちょっと、ちょっとお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:50	当日本原燃フジヤでございます。
1:15:53	すいません。処理能力のところについては、基本設計方針等に書いてきますけれども、全体のその後段のですね安全宣言担保んところに入ってくる条件のところになってきますので、すなわち下流の安全条件を見れば、条例のところの評価に繋がっていくと思いますんで仮にところ全部見ると、
1:16:13	いうことにしたいと思いますけれども、
1:16:17	補足です。最終的な検査の枠はそうだと思うので下流で見るときに、上流として整合してるかっていうチェックが必要だと思ってまして、その検査の検査前条件での確認とか、或いはその前にやる基本設計方針に係る検査ですとか、
1:16:35	ヒロ場所があると思うんですね。はい、その辺りを整理をまとめていただきたいんですけどもよろしいですか。日本原燃フジヤでございます。承知いたしました。
1:16:45	基本設計、
1:16:48	当該については、検査前条件ですとかそういったところの入口でちゃんと確認した上で、その検査に繋がってを見てですね、判定基準として大丈夫というところを確認するという考えにしたいと思います。
1:17:03	これです。よろしくをお願いします。基本設計方針についてそういう枠を設けることは 12 のほうとかでも何らか、
1:17:12	整理されたかと思しますので、そういったところ全体に繋がるように求めていただければと思います。
1:17:19	私からは以上ですけれども、専門検査官から何か。
1:17:31	専門検査の大東ですけども、通し番号の 5 ページの 5 ポツのところの
1:17:39	もうこっちの話をする。
1:17:47	6 ページです。
1:17:50	6 ページのMOX燃料加工のコールド試験についての話があったんですけども、これ昨年度も国のほうの資料で当初、当初の許可のほうではその核燃料物質を用いて試験をするっていう記載があるので、
1:18:06	ホット試験をやりたいっていう話やる必要があるのではという話があったんですけども、現在
1:18:13	許可のほうではやはりそれは残ってるんでしょうか。
1:18:19	よりイシハラでございますこれはこのお話をさせていただいたとき、設工認側でのような整理も含めて必要かどうかの判断を最終的にしないといけないということも含めて許可上は削除しております書いてないというのが現状でございます。
1:18:39	大東です。了解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:44	規制庁コサクですねのため、確認すると、当初ホットでやろうと思っていたことつていうのは生産系の確認試験でやって今回安全の観点から使用前事業者検査ということを整理をした結果としてコールドでその部分は判断ができると、生産系についてはその後、
1:19:03	やっていくということで整理がついたって理解でよろしいですね。
1:19:08	日本原燃石原でございます。その通りでございます。
1:19:21	規制庁コサクです。それでは検索へのも残りのもう一つ、
1:19:27	ただ残っていないんでしょうか。
1:19:29	ありますよね。付則の提案、これも最初のほうで議論ありましたので、補足の説明について、共通 09 のほうの資料 2 の説明で簡単にさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:19:43	はい。日本原燃の工藤です。共通 09-R1、3 月に平成 2 月 26 日の資料になります。先ほど説明しておりますので、通しNo.の
1:20:02	5 番までは先ほど説明した内容が含まれてますんで、ちょっと省略しまして、通しナンバーの 6 番ですね、6 ページえさ先ほどの考えを工事の方法に書こうとした場合に、
1:20:21	どのように書くかというのを示してます。6 ページのところの工事の手順と使用前へ事業者検査のところに、
1:20:31	保守管理として最小厚さ以上維持できる業務用寿命評価を行うとともに、運転期間中に最初厚さを下回ることはないよう適切な時期に補修取替を実施するというようなところを工事の方法として書きたいと。
1:20:50	それをですね通しナンバーの 7 ページのところの構造強度及び漏えいに係る検査の中の寸法検査のところの検査海洋につきまして、
1:21:05	ここのまた以降にですね、肉厚板厚管理が適切に行われて行われていることを確認すると、検査の中で、これを確認するところを追加したというようなものになります。
1:21:21	説明のほうは以上になります。
1:21:31	規制庁コサクです。
1:21:33	先ほどの議論で余寿命についての扱いを明確にする、するよってという話がありましたけど、こちらの資料の 6 ページでは明確にされていて、その下にある健全性評価の部分が検査の枠ではなくて工事の枠でやるということでこの部分に変えたと。
1:21:50	ということなので、同じ枠に書かれているということで適切かなというふうに思いますんでこの部分を先ほどの審査会合のほうでも表せていただくということで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すし、これの補足で言うと、余寿命評価ってどういうふうについていうところももう少し具体化、この場所というよりは、
1:22:09	補足説明の説明の中で、明確にさせていただいたほうが実運用のときに混乱がなくて済むかなと思いますので、追加で検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:22:23	はい、日本原燃の工藤です。検討いたします。
1:22:31	専門検査の縦打ちです。
1:22:34	今の6ページのところで赤字で記載されている3行のところをちょっと
1:22:44	確認したいんですけども。
1:22:46	再処理施設に設置する腐食を考慮する容器等についてはっていうここではが入って行って、そのあと踏まえ、
1:22:56	保守管理としてっていう白の部分っていうのは、使用前検査の中でこの保守管理の部分の当時余寿命評価を検査として確認するという理解でよろしいんでしょうか。それとも、
1:23:14	設置された後の保守管理として他でやるって書いてあるだけというよう見方なんでしょうか。
1:23:24	はい。日本原燃のクドウですが、すいません6ページのほうに関しては、保守管理としてやりますということを規定してまして、検査としては、7ページで検査として実施するというような記載に分けて記載したつもりです。以上です。
1:24:40	専門検査の縦打ちです。ちょっと返事がないんですけど、実際に
1:24:47	すいません日本原燃のクドウですが、今回答したんですが、もしかして担当に講演の方があの通りどうってなかったでしょうか。
1:24:58	配当でこういう繰り返しますが、P6ページのほうで書いてる成長のコサクです。はい。それは聞こえたんですけど、こちらからさらに言ったのは、P6ページのほうはあくまで保守管理なので、
1:25:14	7ページで言っている検査の部分でも余寿命評価が必要ではないかということの趣旨で
1:25:23	聞いてまして、
1:25:25	その点についてどうお考えになりますか。
1:25:31	はい。
1:25:32	日本原燃のクドウですが、すみません先ほど質問こちら聞こえてませんでした。申し訳ございません。今のところで7ページのほうで余寿命見るんではないかっていうところなんですけど、こちらのほうでは寝よう運営板厚管理が適正に行われているということ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:50	基本的には社内の標準類に書かれてる内容を確認するということになると思うんですけど、基本的にはそこも中身が妥当であるかどうかというのを、すいません現在フジヤですけども、
1:26:06	我々としては当初ここに書いてありますのが代表値は数字で見るということ、また、そのあとのですね。トーマツまた書きのところについては6ページで書いてあります保守管理でちゃんと評価をしているというその状況を検査として見るというふうに当初か考えましてここに記載したものであります。
1:26:30	規制庁コサクです。それは理解してるんですけど、一方で、最初にお話ししたところで検査としてもやはり余寿命というのをしっかりと判断をするということが大事じゃないかっていうことをお話ししていて、6ページに書いてあることはいいと思ってるんですけど。
1:26:46	7ページにも書いたほうがいいんじゃないかっていうことについてどう思いますかってことです。
1:26:50	それはですね余寿命評価と書いたときに、社内の基準の中でですね、取り込みは取り込んでいこうとは思っておりますけれども、ここで40名評価たときにそれが例えばもう2年でいいのか3年でいいのか4年でいいのかっていうような議論に、
1:27:07	なっていくのかなというふうにグレーに書くんですね、思いましたのであまりここは数値的な話ではなくてその取り組みというふうな方がいいんじゃないかというふうに思っております。
1:27:18	コサクです。そこをですね、最初の審査会合の資料でお話ししたように、曖昧にするのではなくてちゃんと、2年なら2年が2年というかすいません2サイクル何サイクルとかですね、いうところで維持管理をしていきますという前提の
1:27:36	認識のもとでの使用前事業者検査だというようなことを言っていたらいいのであって曖昧にしても意味がないと思っていて、なので判断基準として判定基準として整理をしたほうがいいんじゃないのかとこの言葉が余寿命って単純に言うよりはもうそこまで書いてしまったほうがいいような気がするんですけど。
1:27:56	わかりましたすいません現在フジヤですけども、先ほどののオーバーポイントの資料のほうでももう御指摘あったようにまず炉のほうの状況を確認させていただきまして、そこで適切な記載とさせていただきたいと思います。
1:28:12	規制庁コサクです。よろしく申し上げます。
1:28:15	はい。
1:28:37	当専門検査の縦値です。先ほどの今のコメントと先ほどの審査会合での資料でのコメント等一応確認だけなんですけども、3点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:50	まとめると3点ありまして、
1:28:53	使用前事業者検査と定期事業者検査における余寿命の設定について整理することというのを2月5日に出してるんで、それをまずやって欲しいというのが1点。それと板厚管理においては、今後使用できるかを管理するということで、
1:29:12	企業さんは説明してますけども、
1:29:14	その板厚管理について具体的な内容とその判定基準をしっかりと整理して、判定基準として記載することというの記載して欲しいという、二つ目、あと三つ目が
1:29:29	既設の容器等についても、腐食資料を加工するした設計としていることから、
1:29:36	建設時に公称値の共用範囲内にあることを判定基準として使用前事業者検査を行う必要があるのではないかという、これが三つ目と、この3点のコメントとしてこちら認識してますがよろしいでしょうか。
1:30:00	特に上げないフジヤでございますねと言って名は理解してますんで2点目がちょっと
1:30:06	受取方によっては腐食しろの波であればいいというふうにもそれを判定値とするようにというふうにも受け取れたんですけれども、
1:30:17	ちょっとそこが、
1:30:18	ちょっと認識が違うのかね三つ目については、建設時のですね初期の値についての板厚をですね考察含めて見てですね、中項目とすべしということについては一つ目、三つ目については、
1:30:35	了解いたしました。ちょっと二つ目のところはもう一度確認しますけれども先ほどからの議論のところで、余寿命の評価ということで、
1:30:44	どうあるべきかと。
1:30:46	1サイクル7日ワンサイクル交通サイクルなかったところの話でいただくそのものという話ではなかったと思いますので、そこはよく整理したいと思いますけど、ちょっと間違ってたら、指摘ください。
1:31:00	専門決算さてうちですね、数字にこだわる必要はないですけども、先ほどから出ているサイクルだとか、次の補修期間を設定した計画まではちゃんと持ちますとか、ある期間が必要かなと思います。
1:31:15	数値にこだわってる何mmとかそういう形で数値にこだわっているものではないです。
1:31:21	よろしいでしょうか。
1:31:23	はい現年フジヤですけども、その辺については先ほどから申しますように、先行炉のほうもちょっと調べさせていただきましてええと。
1:31:35	その結果をもってですね、また御説明さしあげたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:39	計算を縦打ちです。了解しました。
1:31:48	規制庁田尻です。これで検査絡みのものが終わったかと思うんですけど、あと次あと二つぐらいあるかと思うんでついで説明お願いします。
1:32:00	はい、日本原燃のヤマヂです。それではですね、資料としましては、共通 13-R0 です。提出済額としましては今年の 2 月の 10 日に提出させていただきました。申請設備と準拠規格及び基準との関係一覧と、
1:32:16	この資料になります。内容につきましては、今準拠規格の一覧の関係性をですね補足説明資料のほう、事実関係を整理したものになっておりました。それらの考え方というところがこの資料に入っておりませんのでそれにつきましては基本ロジックのほうでまとめさせていただいております。
1:32:35	この中で 1 点申し上げなければならないのはですね、
1:32:39	整備にあたって、規模基準の記載に当たりましては、事業許可申請との整合ですとか技術基準への適合性の観点から整理をいたしておりました。
1:32:49	その結果としまして、
1:32:53	例えばですねこのロジックペーパーで言いますと一番下のところなんです、特に再処理とウラン濃縮につきまして規格名称、例えばここにあります通り、日本産業規格 JIS これだけを書いていたというところがありましたところで我々作成要領もですねそれから
1:33:12	作成要領上も規格基準を記載する際には具体的な規格の盤を具体的な規格の名称ですとか規格番号、それから、改訂制定年月日などを記載するというのを我々としてルールで定めておりましたが、これに従っていなかったというところがございました。
1:33:29	これについて適切にですね今後補正をさせていただきたいと考えております。
1:33:33	それからもう一つのところですか。具体的な規格の名称も記載してないとさせて、ほかのところ規制庁コサクです。すいません。書いてあることはわかったんですけど、基本
1:33:45	的な状況を確認させてもらおうとロジックペーパーの内容は理解をしました。それと 2 月 10 日に提出した資料は合っていないんですよ。
1:33:58	はい。日本原電のヤマヂです。大変申し訳ありません、こちらの 2 月 10 日にお出した際にはですね、あくまでも期生設工認申請書の本文とそれから添付資料でその規格基準どういう記載の使い分けをしているかと。
1:34:15	本文に記載がなくて添付 2 のみ記載されているものについては、なぜ本文に記載しなかったのかという理由を書くということを目的としましてこの資料をお出しさせていただいたというところでございます。その後ですね先週はこれぐらいありまして説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	規制庁コサクです。わかりました。その意味では、まず本文としての適切性を説明する補足説明資料をつくっていただいて、今回ロジックペーパーで書いていただいたようなところを踏まえて整理をした状態で、
1:34:47	補足説明資料をつくっていただければいいので。それで、本文として何が必要かというところでこういうふうにしたいということを御説明いただき、その時に添付書類で変えて、必要な
1:35:02	規格基準類というものを洗い出してこういうところが必要だというところで整理してありますというので改めて補足説明資料をまとめて提示いただければと思いますのでその際にロジックペーパーで書いてあるように、実用炉との対応関係というのもまとめていただければよくて、
1:35:22	で、1点だけちょっと確認をしておきたいのは、ロジックペーパーの中ほどになお書きで書いてあるんですけど、露頭の違いですね、これは原燃の許可との整合といった観点から違いがありますっていうのはそれはそれでいいんですけど。
1:35:41	一方で今回の設工認の中での並びっていうこともあって、どのレベル感まで書くかといったところで規則まで書いたり、政令で止まっていたりといったようなばらつきはないように整理をしていただきたいなと思っているので、
1:36:00	そういったところも踏まえて各まとめていただいた上で、悩みがあれば言っていたきたいと思います。よろしいですか。
1:36:09	日本原電のヤマヂです。承知いたしました。これ発電炉にはないところなので、どういう考え方でどこまで書くかというところを改めて整理をしましては我々としてここまで書きたいというところは、
1:36:22	考え方をまとめたさせていただきたいと考えております。
1:36:30	規制庁コサクです。よろしく申し上げます。その点では添付書類の各地添付書類でどこまで書く必要があるか、或いはどういう説明が必要かといったようなところの説明の中でこういう規格基準類がありますということもここ説明いただかなきゃいけないと思いますので、
1:36:48	相互の関係性っていうところが明確になるように作業を進めていただければとそれで最終的にの説明がし切ったところで、本文として、
1:37:01	必要十分な規格基準で描かれるということで進めていただければと思います。よろしく申し上げます。
1:37:09	日本原電の山内です。承知いたしました。
1:37:15	規制庁の田尻ですよろしければ次へと共通の18ですか。すいません今思ってますので、その初期1点確認なんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:24	もう濃縮施設の方、規格基準で今第4回申請の担当新型遠心分離機の範囲ができて、この規格基準の書き方としては、それぞれの地域性ファイルに適用される。
1:37:39	企画だったり、基準を書くということなので、若干
1:37:46	業界で書いてあって、新型遠心機は書いてないとか、そういった規格基準も出てくるという理解でよろしいですか。
1:37:59	日本原燃の渚野ですねと整理はしますがそうなると思います。
1:38:05	規制庁イノマタです。わかりました。ちょっと整理をあわせてお願いします。
1:38:13	日本原燃の渚野です了解しました。
1:38:18	はい、規制庁の田尻ですと他ないようであれば、次の資料の説明をお願いします。
1:38:25	はい、日本原燃のヤマヂです。それでは続きまして資料番号共通18のレベル0です。提出年月日、今年の2月の19日に提出させていただきました。第1回申請設備に係る既認可から変更がないものの、書類の扱いについてと
1:38:42	この資料になっております。こちらの資料につきましては、現状ですねこれはもうこれも今の
1:38:49	資料の中には書いてないところがございますけれども、今まさに分割申請どうするかというところ、それから、分割申請をですね、今、この我々の考え方として東端と、今の考え方が妥当かというところを整理しておりますがまだ御説明がきちんとできていないという状況になっております。
1:39:06	そういう状況でも整理になっておりますので、あくまでも今回ですね第1回の設工認申請をしたときの考え方としてまとめさせていただいたということでご了承いただきたいと考えております。それ内容としましては、こちらのA棟あります通り、
1:39:21	外部衝撃の関係、それから、安重材料構造、それからと冷却水系の系統図ですね、こういったものは変更がないという形で整理をさせていただいておりますが、今回の整備に当たりまして当初我々としては、
1:39:38	既認可通りなので、変更してない内容につきましては添付しないということで考えておりました。
1:39:45	ただ、技術基準適合を説明する上で変更がないことの確認ということを踏まえ、規制庁の田部井です。はい、予定だけで要は今までつけてなかったとつけるというような最後のとこだけしかですねということを開ければ十分だと思うんで、お願いします。
1:40:01	はい、おっしゃる通りです。今後補正でそこが5営業日込みをするもしくは店舗をするという形で対応させていただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:10	一応コサクです。それでですね、前回っかわのヒアリングのときに添付するかまたは呼び込みといったところの仕分けをちゃんとして何を添付で何が呼び込みでっていうのわかるようにしてくださいというふうにお話をしたので、そういうことも含めて共通 18 を、
1:40:30	改めて整理をして提示いただければと思います。
1:40:36	具体的には第 1 点分について大体呼び込みで図面が添付でというふうに前回御説明あったかと思うんですけど、今回 9 ページのほうで図面のことを別で書かれたんで。
1:40:47	8 ページ側の添付ってあと何があるんですかっていう気がするんですけど。
1:40:53	具体的に何かありますか。
1:41:07	日本原燃のヤマヂです。申し上げます。今おっしゃった 4 ページのことでしょうか。
1:41:14	ペーパーの始まりだ同軸ペーパーのたろうかこうしたロジックペーパーの 9 ページということですね、失礼しました。
1:41:26	ロジックペーパーの 9 ページは添付については添付図面について添付と言われています。
1:41:33	すみませんちょっと聞いておりますサトウ、9 ページは、図面について添付と言われているんですけどそれがあった上で、前に戻った 8 ページの最後は添付について添付または呼び込みと言ってるんですけど、添付について添付するものって何ですかという質問です。
1:41:51	日本原電のヤマヂです。ちょっと日本語的におかしいところがあったかもしれません。ここで申し上げようとしたのですね、添付書類、それから、添付図面も含めて、まだこの段階ではですね、添付もしくは呼び込みという形にさせていただきました。
1:42:09	それで 9 ページのほうにつきましては、基本的に、英国構造は変わらないんですけれども、系統説明図で変更はないんですが、今回の第 1 回申請で安全冷却水系の配管、これ一部を申請したという形になっておりましたので、
1:42:24	その範囲をわかるように、改めてここが補正して対応しますということをお知らせしたものです。
1:42:31	規制庁コサクですけど、9 ページの説明は要らなくて、8 ページの添付って何ですか聞いてるんですけど。
1:42:41	日本原燃のヤマヂです。失礼いたしました。これはですね、添付するものとしては、上に書いてありますこの外部衝撃の航空機防護に対する設計の内容ですとか、それから系統。
1:42:57	耐圧強化。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:00	そうだとすると、添付を枠としてはつけた上で呼び込みの記載をしますという意味合いですか、またはではなくて、
1:43:11	日本原燃のヤマチです大変申し訳ございません。そういう意味です。今考えてましたのは、基本的には呼び込みという形を考えておりましたが、ちょっと今のここまですれそこを決定しなかったというところがありましたので、
1:43:27	添付または呼び込みという形にさせていただいてたというものになっております。
1:43:33	コサクです。その意味では対応明確にして共通 18 をリバイスして提示をお願いします。その上で話をしたいと思います。
1:43:46	日本原電、和山です。承知いたしました。
1:43:51	規制庁の田尻です。一応共通市立は何か変わった気がするんですけど、ロジックペーパーの 5 ページにいる共通 07 っていうのはこれは説明をするのでしたつけ。
1:44:05	日本原燃者でございますこちらは今日今後すでに展開共通 01 の中で口頭で御説明しましたが本来申請する時やるべきことっていうのを改めて整理をして速やかにあるべき姿に持っていきたいということで今後こういう作業をやって結果を出しますということ。
1:44:25	その考え方をまず今日の時点でお話をさせていただいて来週以降、準じ今作ってますので、そういったものをパッケージして出させていただきたいということで今日このロジックについては、ポイントを御説明したさせていただきたいいただきましたかというところでございます。
1:44:45	規制庁コサクです。この
1:44:48	ページ自体は読みましたので作業方針は前回までにお話ししたことを踏まえて対応を進めているんだということは理解をしました。これのスケジュールをわかるようにしていただきたいんですけど。
1:45:03	今日提示いただいたスケジュール評定いまいち
1:45:08	よくわからなくなってですね、来週ヒアリングってなってるんですけど。
1:45:13	今日提示いただいたのはこの考え方だけなので、これをヒアリング来週やってもしょうがないですから、
1:45:23	アオノさんじゃ人間としては別共通 07 の資料自体は、今日の時点例えばとパッケージでサンプルになってしまいますが、MOX側の三方としてこの基本設計方針からの見解する形した結果をですれ。
1:45:39	同補足説明資料が要るかということも含めて、資料出ししてますのでそれを来週ヒアリングをさせていただきたいと思ってました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:47	コサクです。わかりました。そのみでは、サンプルですね、それで例示でやることがおかしくないかということ話をした上で展開をしていくと、そういったものを一式というのが 19 日に提示がされると。
1:46:04	いう理解でよろしいですか。
1:46:07	容疑者でございます。今おっしゃっていただいた通りでございます。
1:46:13	規制庁の田尻列一応資料一式こういう説明あったことのスケジュール感でちょっと確認しておきたいんですけど東京幾らか費用が出てきていて 12 にまたヒアリングがあるようなものがあるかと思うんですけど、これ 15 日の会合と絡むものとかって何か整理されてますか。
1:46:40	日本原燃者でございます資料的には以前お出して御指摘いただいたものをリバイスしたのも含めて多少しますが、
1:46:48	もう 1 回ごとの関係では、特にこれがということはないと思ってます。
1:46:56	規制庁田尻です。300 火災とところに関しても大きな方針しか会合で説明しないから同時並行で進めてとかそういうイメージと思っておけばいいですかね。
1:47:05	日本原燃者でございます。そういう理解でございました。
1:47:15	ほか全体通して何か発言されたことは規制庁側でも原燃側でもおられればお願いします。
1:47:24	規制庁イノマタです。15 日の審査会合に向けた立派な資料がされて、
1:47:32	その修正作業のスケジュールっていうふうな感じなのか。
1:47:37	説明いただきたいと。
1:47:40	日本原燃の渚野です。今ちょっと聞き取りにくかったんですけども審査会合資料のスケジュール化の話かと思っています。それあの等コメントいただきましたので、この週末から月曜日ぐらいまで月曜日から呼びかけて修正していただいて、3 月 9 日カー
1:47:59	を目途に提出して 10 日の日にヒアリング
1:48:04	12 日あたりに最終版を最後、
1:48:09	というイメージでもっていきたいんですけども、11 日午前に出して欲しいというお話も少し変わっておりますので、そのあたりちょっと調整させていただければなと思っております。
1:48:24	規制庁イノマタですわかりました。一応こちら審査会合の準備がありますので、そこに合わせていただいて資料作成のほうをお願いしたいと。
1:48:37	もともと
1:48:38	具体的なスケジュールはヒアリングについてはまたちょうど調整をいただければというふうに
1:48:47	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:49	日本原燃の渚野です。了解いたしました組成よろしく願いいたします。
1:48:59	慶長のタジリです。他ないようであればこれでヒアリングを終わりたいと思いますがよろしいですか。
1:49:08	はいなさそうなのでこれでヒアリング終了したいと思います。お疲れ様でした。ありがとうございました。
1:49:14	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。